



2021
ディスクロージャー誌

北さつま農業協同組合

J.A. 北さつま管内マップ



川内総合支所

鹿児島県薩摩川内市若松町9-17

☎ (0996) 22-4131
✉ (0996) 22-2732

本 所

鹿児島県薩摩郡さつま町虎居745

☎ (0996) 53-1121
✉ (0996) 52-1404

伊佐総合支所

鹿児島県伊佐市大口上町30-6

☎ (0995) 22-1431
✉ (0995) 22-5835

【 目 次 】

1. あいさつ	1
2. 経営理念	2
3. 経営方針	2
4. 経営管理体制	2
5. 事業の概況(令和2年度)	3
6. 農業振興活動	4
7. 地域貢献情報	5
8. リスク管理の状況	8
9. 自己資本の状況	17
10. 主な事業の内容	17
【 経営資料 】	
I. 決算の状況	
1. 貸借対照表	25
2. 損益計算書	26
3. キャッシュ・フロー計算書	27
4. 注記表	28
5. 剰余金処分計算書	43
6. 部門別損益計算書	44
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	45
8. 会計監査人の監査	45
II. 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	46
2. 利益総括表	46
3. 資金運用収支の内訳	47
4. 受取・支払利息の増減額	47
III. 事業の概況	
1. 信用事業	48
(1)貯金に関する指標	48
①科目別貯金平均残高	48
②定期貯金残高	48
(2)貸出金等に関する指標	48
①科目別貸出金平均残高	48
②貸出金の金利条件別内訳残高	48
③貸出金の担保別内訳残高	49
④債務保証見返額の担保別内訳残高	49
⑤貸出金の使途別内訳残高	49
⑥貸出金の業種別残高	50
⑦主要な農業関係の貸出金残高	50
⑧リスク管理債権の状況	51
⑨金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	52
⑩元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	52
⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	54
⑫貸出金償却の額	54
(3)内国為替取扱実績	54
(4)有価証券に関する指標	54
①種類別有価証券平均残高	54

②商品有価証券種類別平均残高	54
③有価証券残存期間別残高	55
(5)有価証券等の時価情報等	55
①有価証券の時価情報	55
②金銭の信託の時価情報	57
③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	57
2. 共済取扱実績	58
(1)長期共済新契約高・長期共済保有高	58
(2)医療系共済の入院共済金額保有高	58
(3)介護共済・生活障害共済の共済金額保有高	58
(4)年金共済の年金保有高	59
(5)短期共済新契約高	59
3. 農業関連事業取扱実績	59
(1)買取購買品(生産資材)取扱実績	59
(2)受託販売品取扱実績	59
(3)買取販売品取扱実績	60
(4)保管事業取扱実績	60
(5)利用事業取扱実績	60
(6)加工事業取扱実績	60
(7)その他事業取扱実績	60
4. 生活その他事業取扱実績	61
(1)買取購買品(生活物資)取扱実績	61
(2)介護事業取扱実績	61
5. 指導事業	61
IV. 経営諸指標	
1. 利益率	62
2. 廉貸率・貯証率	62
V. 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	63
2. 自己資本の充実度に関する事項	65
3. 信用リスクに関する事項	67
4. 信用リスク削減手法に関する事項	71
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	72
6. 証券化エクスポートジャーヤーに関する事項	72
7. 出資その他これに類するエクスポートジャーヤーに関する事項	72
8. 金利リスクに関する事項	73
[JAの概要]	
1. 機構図	76
2. 役員構成(役員一覧)	77
3. 組合員数	78
4. 組合員組織の状況	78
5. 特定信用事業代理業者の状況	79
6. 地区一覧	79
7. 職員数	79
8. 沿革・あゆみ	79
9. 店舗等のご案内	80

1. あいさつ

日頃より、JA北さつまをご愛顧いただき、心より厚く御礼申し上げます。

令和2年度は新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、私たちの生活にも大きな影響を及ぼし、インバウンドの減少と共に販売価格の低迷、お茶においては生産調整を実施されるなど、農畜産物価格の推移に大変苦慮する年となりました。その後、牛マルキンの発動もあり子牛価格は徐々に回復してきましたが、今後も厳しい状況は続くものと思われます。組合では、新型コロナウイルスへの対応として、高収益作物次期作支援交付金の申請案内や、経営継続補助金の伴走支援を行い、皆様の経営を支援してまいりました。今後も組合員の営農と暮らしに寄り添った事業運営に努めて参ります。



また、異常気象の影響から長雨と夏場の高温となり水稻や野菜の生産量が減少した他、台風10号による農作物や農地、農業施設への被害がもたらされました。特に大きな被害を受けられた組合員の方々に対して、一昨年より積み立ててきました自然災害対策積立金を一部取り崩し、組合からの緊急支援を実施しました。

年度後半には管内で高病原性鳥インフルエンザが発生したため、対策本部を設置し対応しましたが、県・市町による徹底した防疫対策により幸いにも拡大を免れました。ご尽力いただいた行政各位にお礼申し上げます。全国的には豚熱(CSF)も発生しており、徹底した防疫措置が必要とされ、かかる生産者の負担も増加しています。

農業を取り巻く情勢は、農家戸数の減少や高齢化、耕作放棄地の増加など、生産基盤の脆弱化が懸念される中、TPP、日欧EPA、日米貿易協定が発効されたことで輸入量が増加、令和3年3月米国産牛肉に対しセーフガードが発動されました。今後も輸入農畜産物の管内農業に与える影響について注視する必要があります。

このような情勢の中、令和2年度の全国子牛市場平均取引価格ランキングで薩摩中央家畜市場が第2位、日本穀物検定協会の米食味ランキングにおいて当地域の県北産「あきほなみ」が8年連続で特Aを獲得したことは一筋の光明となりました。更なる銘柄確立と生産基盤の維持・強化にご協力をお願い申し上げます。

今年度も、農業者の所得増大を目指し、地域営農ビジョンの徹底した進捗管理により生産の維持・拡大を図り、農産物の持続的・安定的な供給で「JA北さつまブランド」を確立し販売力を強化して参ります。また、昨年発表された食料・農業・農村基本計画で掲げられた「食料の安定供給の確保」「農業の持続的な発展」「農村の振興」に呼応した事業施策を展開するとともに、国際連盟の提唱するSDGs(エスディージーズ)の趣旨及び協同組合の本質に鑑み事業運営を行います。

厳しい状況にあってこそ協同の精神を發揮し、組合員の皆様の力を結集いただくことで難局を乗り越えたいと存じます。皆様の温かいご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年6月

代表理事組合長 春田 和則

2. 経営理念

我々は、

一、農業を振興し、「食」と「農」と「水」を守ります。

一、「人づくり」「組織づくり」を通じて、地域に信頼され愛されるJAを目指します。

3. 経営方針

新型コロナウィルス感染症の拡大は、世界中で生活様式や経済環境を大きく変容させ、私たちの暮らしと経済に大きな影響を与えています。営農においても外食産業の落ち込みや国民の食生活の変化等から需要構造が大きく変わりました。ワクチンによる対策が待たれますですがその時期や効果は未知数で、当面、厳しい状況が続くと考えられます。今後も県連合会や関係機関と連携し、政府及び関係省庁に対し対策を講じるよう要望するとともに、動向を把握しながら事業計画の達成に取り組みます。

国際貿易の相次ぐ進展により輸入農産物との競争も激化しており、影響を注視する必要があります。あわせて昨年発表された食料・農業・農村基本計画で掲げられた「食料の安定供給の確保」「農業の持続的な発展」「農村の振興」に呼応した事業施策を展開してまいります。

また、国際連盟の提唱するSDGs(エスディージーズ)の趣旨及び協同組合の本質に鑑み事業運営を行います。

今後も当組合の掲げる経営理念「農業を振興し食と農と水を守り、人づくり・組織づくりを通じて地域に信頼され愛されるJAを目指す」に基づき、自己改革の歩みを止めることなく、正組合員・准組合員・利用者の皆様より広く意見を集めながら、衛生管理に努め、下記の第4次中期3ヵ年計画重点項目を基本とし事業計画を策定することとします。

事業計画の重点事項

1. 安心・安全な農畜産物の安定供給と、農家組合員の所得増大及び農業生産の拡大
2. 組合員や地域との結びつきを再構築し、地域に根ざした総合的な事業展開による地域活性化への貢献
3. 総合事業を支えるJA経営基盤の確立強化及び協同組合活動・自己改革を支える人材育成

4. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、全区域の女性から理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

5. 事業の概況(令和2年度)

(1) 業況

令和2年度は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、人々の暮らしの在り方が大きく変わる中、国内経済においても、インバウンド需要の激減や外出・イベントの自粛による消費低迷から農畜産物価格が下落する等、営農と生活に大きな影響を受けました。

JAの事業運営においても影響は免れず、万全の対策を講じつつも各種の行事・会合の中止や規模縮小の措置を取らざるを得ず、組合員の皆様にご不便をおかけしました。

気象面では、9月に襲来した台風10号が、農作物の倒伏、茎葉折損被害や、河川の氾濫による農地の流出、農業施設や住宅の損害の他、組合の施設においても下甑出張所が大きく損壊するなど甚大な被害をもたらしました。また、激甚災害指定された地域の特に大きな被害を受けられた組合員の方々に対しては、自然災害対策積立金を一部取り崩し、組合から緊急支援を実施しました。

梅雨時の長雨により水稻及び野菜の生産量が落ち込んだ他、新型コロナウイルスの影響により高価格品や業務用品で販売価格が低下しました。

子牛価格も全国的に大きく低迷しましたが、牛マルキンの発動を受け徐々に回復してきました。

このような中、令和2年度全国子牛市場平均取引価格ランキングで薩摩中央家畜市場が2位となりました。あわせて、日本穀物検定協会の米食味ランキングにおいて当地域の県北産「あきほなみ」が8年連続で特Aを獲得したことは一筋の光明となりました。

農業環境につきましては依然として厳しく、農家戸数の減少や高齢化、耕作放棄地の増加など、生産基盤の急激な縮小・弱体化が深刻化しています。また国際貿易においては、豪州における干ばつの影響から米国産にシフトした結果、米国産牛肉に対してセーフガードが発動されました。新環太平洋連携協定(TPP11)及び日EU経済連携協定(EPA)の影響とあわせ、動向を注視する必要があります。

JA自己改革の延長として、生産資材における推奨品目や特別価格の設定及び粗飼料の集合販売等、組合員の所得向上対策に引き続き取り組んできました。

また、新型コロナウイルスへの対応として、高収益作物次期作支援交付金の申請案内や、経営継続補助金の伴走支援を行い、組合員の経営を支援し、これまで自己改革で掲げてきた「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に向け、新型コロナウイルス感染症に負けない強い産地づくりを進めて参りました。

(2) 事業全般

(単位:千円)

区分	令和2年度
事業利益	172,502
経常利益	310,900
当期剰余金	167,063
総資産	150,731,462
純資産	6,415,634

(3) 事業実績

(単位:千円)

区分	令和2年度
貯金	140,738,831
預金	104,596,378
貸出金	30,956,959
長期共済保有高	476,928,381
購買品供給高	5,880,631
販売品販売高	12,848,535

(4) 対処すべき重要な課題

①自己改革に関する取り組み

当JAでは自己改革に関する基本目標として、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を掲げています。

農業者の世代交代による担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に新たな事業展開に取り組みます。

②信頼に応える農産物の生産・販売

消費者のJAへの信頼に応えていくため、JAと生産者の協力により、生産段階から加工・販売にいたる一貫した食の安心・安全を守る取り組みを強化します。このため、生産履歴記帳運動を実践し、生産部会と連携してJA内に有効なチェック体制を構築します。

また、地元消費者との結びつきを強めるため、農産物直売所の充実に努めます。

③経営の健全性の確保と透明性の向上

経営基盤の強化を図るため、収支計画に基づき安定した収益の確保による健全経営に努めます。

併せて、従来からのディスクロージャー誌による開示のほか、半期開示の自主的実施や、ホームページでの開示など組合員や事業利用者向けの情報開示を充実させ、JAの透明性を高めます。

④リスク管理・コンプライアンス態勢の強化

不祥事未然防止に向けて、内部監査体制の強化を図るとともに、自主検査に伴うオンサイトモニタリングや臨店指導等を通じて継続的に確認・指導を行い、研修等を実施しコンプライアンス態勢の強化に取り組みます。

6. 農業振興活動

(1) 地域密着型金融への取り組み

①農業者等の経営支援に関する取り組み

当組合は、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して、必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでいます。

②担い手の金融ニーズへの取り組み

当組合は、「担い手金融リーダー」・「農業融資相談員」を設置し、相談機能の充実・強化に努めるとともに、担い手向け商品の提供など、「担い手のメインバンク」としての地位確立に向けた取り組みを実施しています。

③JAバンクアグリサポート事業の展開

当組合は、農業・農村に対する貢献として、「JAバンクアグリサポート事業」を開拓し、取り組んでいます。

農業担い手に対する支援として「利子助成事業」や農業及び地域社会への貢献・支援のための「食農教育応援事業」への取り組みを行っています。

「利子助成事業」では、農業関連ローンへの利子助成を、また、「食農教育応援事業」では、小学校への食農・環境保全・金融経済にかかる教材本贈呈やJAが小学校向けに実施する食農教育活動にかかる助成などへの取り組みを行っています。

④地域農業の発展や新規就農者・後継者等への支援

農業専門金融機関として、組合員や農業に関連する団体・企業などの資金需要に対応した運転資金や設備資金等の各種商品に加え、国・県等の各種制度資金の取り扱いを通じて、地域農業の発展や農業基盤強化へ取り組んでいます。

新規就農者支援として、JAバンク新規就農応援事業を展開し、新規就農希望者の研修受入先に対し、助成申請の指導及び取りまとめを行っています。

(2) 安心・安全な農産物づくりへの取り組み

「食の安心・安全システム」の確実な実践

生産プロフィール日誌の記帳を基本とした「食の安心・安全システム」のレベルアップやポジティブリスト制度への対応強化、農畜産物に関する情報提供体制を強化しています。

また、環境負荷の低減や持続性の高い農業生産に向けた環境にやさしい農業を推進しています。

(3) 担い手・新規就農者への支援

行政との「ワンフロア化」により、管内農業者の所得向上を目的に地域農業の振興を図るため、新たな経営安定対策に対応した担い手の育成・支援に積極的に取り組んでいます。また、担い手の健全な育成と確保を図るため、関係機関が一体となれる体制を整備し、経営管理の支援を行っています。

(4) 地産地消・食農教育の取り組み

住みよい豊かな地域社会づくりに貢献するため、生産者と消費者・次世代など地域住民と連携して食農教育を推進するとともに、外部に向かって働きかけを強化するなど地域の共感と支持を得る活動を展開し、仲間づくりに取り組んでいます。

○食農教育の展開

食と農を守る地域の拠点として役割を發揮するため、行政・関係機関と連携して地産地消運動の展開や地場産学校給食の推進など食農教育に取り組んでいます。

7. 地域貢献情報

当JAは、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営されている協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関でもあります。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆様方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

(1) 地域からの資金調達の状況

①貯金積金残高

当JAでは、組合員をはじめ地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。

【貯金積金残高 140,738,831千円】(令和3年2月末現在)

(2) 地域への資金供給の状況

①貸出金残高

組合員をはじめ、地域住民の皆様の暮らしや農業者・事業者の皆様の事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の発展・向上に貢献しています。

(令和3年2月末現在)

貸出金残高	30,956,959千円	
うち組合員等	20,568,687千円	66.5%
うち地方公共団体等	9,670,710千円	31.2%
うちその他	717,562千円	2.3%
貯金・積金に占める貸出金の割合		22.0%

②制度融資の取り扱い状況

鹿児島県や当JA管内の市町村と協調して、借入者の負担が少しでも軽減できる制度融資を取り扱っています。

(令和3年2月末現在・単位:千円)

資 金 名	取 扱 実 繢
農業近代化資金	1,453,307
農業経営負担軽減支援資金	8,088
畜産特別資金	411,031
アグリメイク資金	716,516

(3) 文化的・社会的貢献に関する活動

①文化的・社会的貢献

信頼される「皆様のJA」を目指して、地域の方々と心の通うおつきあいを願い、地域の諸行事にも積極的に参加しています。

また、支所を拠点とした暮らしの活動・事業を通じて、地域創生の貢献に取り組んでいます。

○地域活動への取り組み(全職員1地域活動への参加)

社会貢献活動の一環として、ごみ拾いや除草作業のボランティア清掃活動を行っています。また、地域の行事・イベントなどに参加し、地域との結びつきを強化し、地域活性化への貢献に取り組んでいます。

○各種イベント参加

管内で開催される秋のイベント等には、地域JAとして支援・協力をを行い積極的に参加しています。また、JA独自のブースを設け、組合員の方々や地域住民の方々へ、当JAの取り組み等を周知しています。

○健康管理活動への取り組み

行政、JA鹿児島県厚生連と一体となった組合員・地域住民の健康管理活動を実施し、巡回健診においては受診料の一部助成を行っています。また、福祉センター「やまびこ」を中心に介護保険事業に取り組み、地域の高齢者に思いやりと優しさを持ち、介護の必要な方やその家族の皆様に安心していただけよう介護や相談助言活動を行うとともに、介護員の研修・学習会を通じ、常に技術・資質の向上に努めています。

介護保険活動や行政委託の一般介護予防事業等も積極的に実施しています。

また、令和元年6月からは、認知症対応型グループホーム・小規模多機能ホーム・地域交流スペースから構成された「田原の郷」を開業し、一層力を入れています。

これからもJAでは、高齢者や介護の必要な方々に、真心のこもったサービス提供や日常生活のお手伝いを行う相談活動・介護支援活動を進めます。

○利便性確保への取り組み

平成27年12月より移動販売車「笑味ちゃん号」の運行を開始し、平成28年11月より移動金融店舗車の運行を開始しました。また、平成30年11月からは、移動販売車の2号車も運行を始め、小売店の少ない地域や高齢者の方々への利便性確保に努めています。

○交通安全運動への取り組み

年間を通じて実施される交通安全運動期間中や通勤・通学時の立哨等の交通安全キャンペーンに積極的に取り組み、交通安全意識の高揚と交通ルール・マナーの向上に努めています。

②利用者ネットワーク化への取り組み

○年金友の会

(目的) 友の会会員のスポーツと健康増進を通じて会員相互の親睦と交流を図っています。なお、新会員を募集しています。

昭和 63年 9月開始(ゲートボール大会) 毎年8～9月実施

平成 9年10月開始(グラウンドゴルフ大会) 每年9～10月実施

平成 27年 8月開始(ゴルフ大会)

平成 28年 8月開始(女性の会)

会員数 12,524名(令和3年2月末現在)

③情報提供活動

毎月1回、JA広報誌「くろーばー」を発行し、地域の情報や園芸ワンポイント、地元農産物を使った料理のレシピなど、JAならではの暮らしに役立つ情報を提供しています。

また、JA北さつまホームページ(<http://www.ja-kitasatsuma.or.jp/>)を開設し、JA・地域の情報をグローバルに発信しています。

さらに、マスコミ農業・農村研究会等でマスコミ関係者との意見交換を図っています。

8. リスク管理の状況

(1) リスク管理体制

【リスク管理基本方針】

組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少しないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要な案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に総合対策部債権対策課を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。また、ALM委員会は、組合の余裕金運用にかかる理事会につぐ意思決定機関とし、理事会で定めた運用方針に基づき具体的な運用方針・計画に関する協議・決定を行っています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーションル・リスク管理

オペレーションル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する

体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

(2) 法令遵守体制

【コンプライアンス基本方針】

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行なうことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

【コンプライアンス運営態勢】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進に努めています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆様の声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の受付も行っています。

【金融商品の勧誘方針】

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせて行なうよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

【個人情報保護方針】

当JAは、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当JAの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当JAは、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当JAは、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当JAは、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当JAは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当JAは、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等(保護法第2条第2項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供の制限

当JAは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当JAは、番号法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

6. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当JAは、ご本人の機微(センシティブ)情報(政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当JAは、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第5項に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当JAは、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 繼続的改善

当JAは、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【情報セキュリティ基本方針】

当JAは、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当JAの事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当JAは、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当JAは、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当JAは、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当JAは、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当JAは、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

【金融ADR制度への対応】

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

○信用事業

当JAの苦情等受付窓口
本所 金融部 金融課: ☎0996-52-3585
川内総合支所金融共済課: ☎0996-27-0132
伊佐総合支所金融共済課: ☎0995-24-2613
受付時間: 午前8時30分～午後5時
(土日・祝祭日及び12月31日～1月3日を除く)

○共済事業

当JAの苦情等受付窓口
本所共済部共済事務課: ☎0996-53-0942
川内総合支所金融共済課: ☎0996-27-0150
伊佐総合支所金融共済課: ☎0995-24-2604
受付時間: 午前8時30分～午後5時
(土日・祝祭日及び12月31日～1月3日を除く)

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

ア. 信用事業

苦情などのお申し出については、当JAが対応いたしますが、納得のいくような解決ができず、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として弁護士会を利用できます。

鹿児島県弁護士会 紛争解決センター

弁護士会では「仲裁センター」等を設置しており、斡旋または仲裁により紛争解決業務を行います。JAバンク相談所は、弁護士会等と提携しており、お客様は弁護士会仲裁センター等をご利用いただけます。

なお、手続の詳細は、一般社団法人JAバンク相談所(03-6837-1359)にお尋ねください。

受付時間: 午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時(金融機関の休業日を除く)

イ. 共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所 (☎03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

http://www.jibai-adr.or.jp/

(公財)日弁連交通事故相談センター

http://www.n-tacc.or.jp/

(公財)交通事故紛争処理センター

http://www.jcstad.or.jp/

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関のご連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

上記以外の連絡先については、①の各事業窓口にお問い合わせください。

(3) 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・総合支所・支所・出張所・事業所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することと zwar いますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

(4) JAバンク利用者保護等管理方針

当JAは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者になろうとする者を含む。以下同じ。)の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

(5) 金融円滑化にかかる基本の方針

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を最も重要な役割として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組みます。

1. 当JAは、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当JAは、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。

3. 当JAは、お客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めます。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当JAは、お客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めます。
5. 当JAは、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 金融円滑化管理に関する体制について
当JAは、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備し対応します。
具体的には、
 - (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」において、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 金融共済担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

(6) 利益相反管理方針

当JAは、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当JAの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の類型
「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。
 - (1) お客様と当JAの間の利益が相反する類型
(取引例)
 - 当JAの相対債権の肩代わりのためにアレンジャーとしてシンジケートローンを組成する場合。
 - 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客様の情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
 - 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。
 - (2) 当JAの「お客様と他のお客様」ととの間の利益が相反する類型
(取引例)
 - 農業法人等の買収において、当JAが買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。
 - グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。

- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当JAは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法(ただし、当JAが負う守秘義務に違反しない場合に限ります。)
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行つた措置については、当JAで定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当JAは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当JA全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当JA等の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当JAは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

(7) マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当JAは、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(以下、「政府指針」という。)等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

当JAは、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当JAは、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力との決別)

当JAは、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当JAは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

(外部専門機関との連携)

当JAは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

(8) 内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆様に安心して組合をご利用いただくために、以下の通り内部統制システム基本方針を策定し、組合の適正な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則・契約・定款等を遵守する。
- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- (3) 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- (4) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルpline)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行にかかる情報を適切に保存・管理する。
- (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- (2) 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくりスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- (2) 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- (3) 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- (2) 「子会社管理規程」に基づき、関連事業にかかる重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- (3) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- (4) 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

9. 自己資本の状況

(1)自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年2月末における自己資本比率は、10.74%となりました。

(2)経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

【普通出資による資本調達額】

項目	内 容
発行主体	北さつま農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,954,439千円(前年度3,029,959千円)

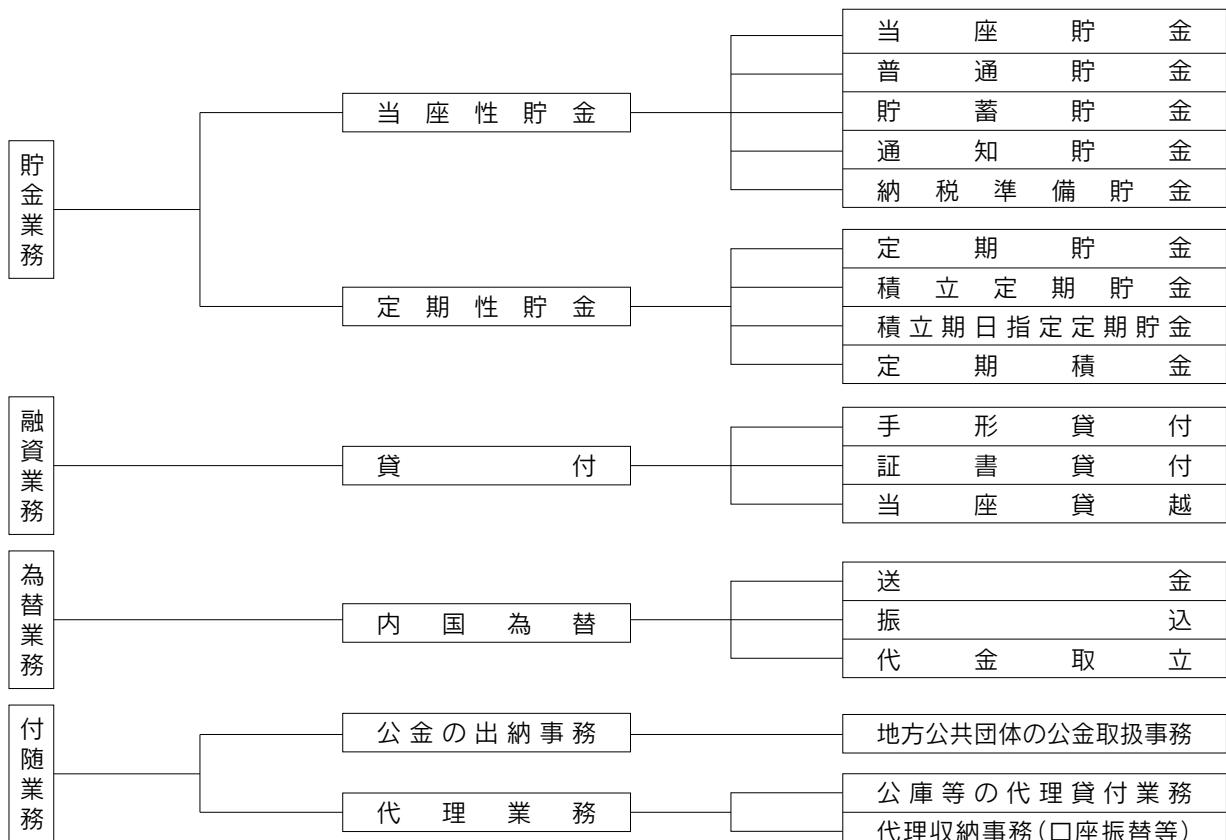
当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

10. 主な事業の内容

(1)主な事業の内容

■信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。



◇貯金業務

組合員の皆様や地域住民・事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金種類	内 容	期 間	お預入金額	
当 座 貯 金	お支払いに手形・小切手をお使いいただく貯金です。	出し入れ自由	1円以上	
普 通 貯 金	いつでも自由にお出し入れができる貯金です。 給与、年金などの自動受け取りや各種公共料金の自動支払いにもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
総 合 口 座	一冊の通帳に普通貯金と定期貯金がセットでき、さらに定期貯金の90%以内で最高300万円まで自動融資が受けられる便利な口座です。	出し入れ自由	1円以上	
貯 蓄 貯 金	いつでも自由にお出し入れができる貯金で、毎日の最終残高に応じて金利が段階的に高くなります。	出し入れ自由	1円以上	
通 知 貯 金	ごく短期間の運用に便利です。	7日以上	5万円以上	
納 税 準 備 貯 金	税金の納付に備えるための貯金で非課税の適用が受けられます。	払い出しは 納税目的に限る	1円以上	
定期貯金	スーパー定期	最長10年間までお預け入れできる定期貯金で、期間3年以上のものはお利息を半年複利(個人のお客様専用)で計算します。	1か月以上 10年以内	1円以上
	大 口 定 期 貯 金	1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。	1か月以上 10年以内	1,000万円以上
	期 日 指 定 定 期 貯 金	お利息は1年複利で計算されますので有利です。 1年間の据置期間後は、いつでもお引き出しうけます。 (個人のお客様専用)	最長3年	1円以上 300万円未満
	変 動 金 利 定 期 貯 金	お預け入れの半年毎に適用金利の見直しを行います。	1年・2年・3年	1円以上
積 立 定 期 貯 金		目的に応じて毎月または随時積み立てる定期貯金です。	—	—
エンドレス型		積立期間や満期日の定めをしないで積み立てます。	無制限	1円以上
満 期 型		契約時に満期日を設定して積み立てます。	6か月以上 10年以内	1円以上
定 期 積 金	ご計画にあわせて毎月一定額を積み立てていく商品です。	6か月以上 10年以内	1,000円以上	

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様の暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

【ローンのご案内】

種類	しくみと特色	ご融資金額
マイカーローン	自動車購入等に係る一切の資金です。 ご利用資格年令……18才以上で完済時80才未満の方	1,000万円以内
教育ローン	ご子弟の入学金および下宿代等に関する資金です。 ご利用資格年令……20才以上で完済時71才未満の方	1,000万円以内
フリーローン	使い方自由自在、アクティブなあなたの味方です。 ご利用資格年令……18才以上で完済時80才未満の方	500万円以内
カードローン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。 ご利用資格年令……20才以上65才未満の方	300万円以内
リフォームローン	自己住宅のバリアフリー化・オール電化などの増改築資金です。 ご利用資格年令……20才以上66才未満で完済時80才未満の方	1,000万円以内
ソーラーローン	家庭用の太陽光発電システムとその設置費用およびそれに伴うオール電化等設備費用に係る資金です。 ご利用資格年令……20才以上66才未満で完済時80才未満の方	1,000万円以内
セカンドライフルーン	シルバー層の方にご利用いただけるローンです。 ご利用資格年令……60才以上70才未満で健康で返済資力のある方	100万円以内
住宅ローン	自己住宅の新築・購入・増築・改装・補修・土地購入・他金融機関からの借換等に関する資金です。 ご利用資格年令……20才以上66才未満で完済時80才未満の方	10,000万円以内
農機ハウスローン (個人型)	農家組合員の皆様の頑張る明日を一緒にサポートします。 ご利用資格年令……18才以上で完済時80才未満の方	1,000万円以内
(ワイド) 営農ローン	営農運転資金と生活資金を当座貸越の方式で融資します。契約口座に入金することで、ご返済となります。 ご利用資格年令……20才以上80才未満の方	1,000万円以内

(注) 借入最高限度は異なることがあります。

【一般資金のご案内】

種類	内容	貸付限度
農業施設資金	農業生産に必要な施設に係る資金を融資します。	所要資金の範囲内 弾力金利対応
アグリメイク資金	農業全般にオールマイティーに対応する資金を融資します。 (JA/バンクより利子助成を受けられる場合もあります。)	事業費の範囲内
住宅資金	合理的な生活を営むため、必要な住宅の取得にかかる資金を融資します。	事業費の範囲内
農業外事業資金	営農生活以外の事業に係る資金を融資します。	事業費の範囲内

なお、上記資金以外に下記の資金がご利用いただけます。

- 共済資金貸付金
- 耐久消費財購入資金貸付金
- 一般資金貸付金
- 小規模事業資金貸付金
- 負債整理資金貸付金
- 地方公共団体等貸付金
- 協同活動資金貸付金

【制度・転貸資金のご案内】

種類	制度の趣旨
農業近代化資金	農業者等が資本装備の高度化及び経営の近代化を図るために必要な資金を、国及び県の助成(利子補給)により低利で融資します。
農業振興資金	国の融資制度の対象とならない分野で特に本県農業振興上必要となる部門に対し融資します。
農業改良資金	農業者が農業経営又は農家生活の改善に必要な資金を融資します。
日本政策金融公庫資金	(各資金の種類) ●スーパーL資金 ●経営体育成強化資金 ●農林漁業セーフティネット資金 ●青年等就農資金など

【貸出金手数料】

資金名	内容		手数料金額
住宅関連資金 (賃貸含む)	融資手数料		10,000円
	一部繰上償還手数料		5,000円
	全額繰上償還手数料	「固定金利選択型」の特約期間中	H29.2.28以前 50,000円 H29.3.1以降 別に定める
		借入残年数5年以下	無料
		自己資金での繰上げ	10,000円
		上記以外	10,000円
全資金	償還条件変更手数料		5,000円
	融資残高証明書手数料	所定	400円
		所定外	1,000円
	融資払込証明書手数料		400円
	ローンカード再発行		500円
共担・貯担	融資手数料		300円

(注)消費税は含みません。

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通じて全国のどこの金融機関へでも振込や手形・小切手等の取扱が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

【各種サービスのご案内】

種類	サービスの内容
キャッシュカード	全国のJAのほか、全国キャッシングサービス(MICS)開始により、銀行・信用金庫・信用組合などのCD・ATMでご利用いただけます。
J A カ ー ド	サインひとつで、国内・海外の百貨店、有名店、専門店などでお買物ができます。また、現金枠を設定いただければ、全国のJAの現金自動支払機でキャッシングがご利用できます。
自動支払サービス	公共料金(電気・電話・ガス・水道・NHK受信料)のほか地方税・クレジットの利用代金、学費、ローンの返済の代金決済をご指定の貯金口座から、自動的にお支払いいたします。
年金・給与等振込サービス	各種年金・給与等がご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。

◇手数料のご案内

【為替手数料(税込)】

項目			徴求単位	組合員	員外		
店 内 振 込 手 数 料	窓 口	3万円未満	1件につき	無 料	110円		
		3万円以上	1件につき		330円		
	振 込 機	3万円未満		無 料			
		3万円以上		無 料			
本 支 所 宛 振 込 手 数 料	窓 口	3万円未満	1件につき	無 料	110円		
		3万円以上	1件につき		330円		
	振 込 機	3万円未満		無 料			
		3万円以上		無 料			
本人振込の無通帳取引			1件につき	330円			
系統あて為替	送 金			1件につき	440円		
	振 込	文 書 扱	3万円未満	1件につき	330円		
			3万円以上	1件につき	550円		
		電 信 扱	3万円未満	1件につき	330円		
			3万円以上	1件につき	550円		
		振 込 機	3万円未満	1件につき	110円		
			3万円以上	1件につき	330円		
	送金・振込の組戻料			1件につき	770円		
	代金取立	店頭入金分		1件につき	220円		
		県内あて	普通扱	1件につき	440円		
			至急扱	1件につき	440円		
		県外あて	普通扱	1件につき	660円		
			至急扱	1件につき	880円		
	取立手形組戻料			1通につき	770円		
	取立手形店頭呈示料			1通につき	770円		
	不渡手形返却料			1通につき	770円		
他行あて為替	送 金			1件につき	880円		
	振 込	文 書 扱	3万円未満	1件につき	550円		
			3万円以上	1件につき	770円		
		電 信 扱	3万円未満	1件につき	660円		
			3万円以上	1件につき	880円		
		振 込 機	3万円未満	1件につき	330円		
			3万円以上	1件につき	550円		
	送金・振込の組戻料			1件につき	770円		
	代金取立	店頭入金分		1件につき	220円		
		普通扱		1件につき	660円		
		至急扱		1件につき	880円		
	取立手形組戻料			1通につき	770円		
	取立手形店頭呈示料			1通につき	770円		
	不渡手形返却料			1通につき	770円		

【各種貯金手数料】

種 類		徴求単位	手数料(税込)
貯 金 残 高 証 明 書 発 行 手 数 料		1通につき	440円
取 引 明 細 発 行 手 数 料		1口座1年につき	440円
通 帳 ・ 証 書 再 発 行 手 数 料		1冊につき	1,100円
キ ャ ツ シ ュ カ ー ド 再 発 行 手 数 料		1枚につき	1,100円
ICキヤツシユカード	新 規 申 込 手 数 料	1枚につき	無 料
	移行カードから切替手数料	1枚につき	無 料
	再 発 行	1枚につき	1,100円

【両替手数料】

両替枚数	手数料(税込)	両替枚数	手数料(税込)
1枚～100枚	無 料	601枚～700枚	660円
101枚～200枚	110円	701枚～800枚	770円
201枚～300枚	220円	801枚～900枚	880円
301枚～400枚	330円	901枚～1,000枚	990円
401枚～500枚	440円	1,001枚以上	1,100円
501枚～600枚	550円		

(注) お取引一件あたり

【ATMによるお取り扱い】

ネ ツ ト 手 数 料	現 金 自 動 化 機 器	項 目			徴求単位	手数料(税込)	
		区 分	取引日	取引時間		入出金	
		自農協内取引	平 日 土曜日 日曜日 祝 日	稼動時間(終日)		無 料	
ネ ツ ト 手 数 料	全国ネット (県外農協) 内取引	平 日	8:00～21:00				
			土曜日 日曜日 祝 日	9:00～17:00		無 料	
		平 日	8:00～ 8:45 8:45～18:00 18:00～21:00	1回につき	110円		
	三菱東京UFJ銀行 郵貯代行取引 鹿銀代行取引		土曜日 日曜日 祝 日	9:00～17:00	1回につき	110円	
						110円	
	コンビニATM セブン銀行 (セブンイレブン)	平 日	8:00～ 8:45 8:45～18:00 18:00～21:00	1回につき	110円		
						無 料	
						110円	
		土曜日	9:00～14:00 14:00～17:00	1回につき	無 料		
						110円	
		日曜日 祝 日	9:00～17:00	1回につき		110円	

(注) 1. ATM(現金自動化機器)稼働時間については、各設置場所によって異なりますので、最寄りのJA各支所・出張所等、または各金融機関等へお問い合わせ下さい。

尚、三菱東京UFJ銀行、鹿銀代行取引は、出金のみの取り扱いとなっております。

2. コンビニATMの「イーネットATM」及び「ローソンATM」は、おもに全国のファミリーマートやローソン等に設置されているATMをいいます。ただし、鹿児島県内のコンビニには他金融機関がATMを設置している場合があり、設置金融機関により手数料が異なります。ATM掲示のポスター等をご確認のうえ、お取引ください。

■共済事業

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇JA共済の仕組み

JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。

【主な共済商品のご案内】～多彩な特約で、保障内容を自由に設計できます～

種類		しくみと特色
長期共済	終身共済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
	一時払終身共済	まとまった資金を活用して、万一に備える一生涯のプランです。
	養老生命共済	一定期間の万一のときの保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。
	こども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者(親)が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。
	医療共済	病気やケガによる日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる医療保障プランです。ニーズに合わせて、保障期間や共済掛金払込期間が選べるほか、先進医療保障を加えたり、健康祝金を受け取ることもできます。
	引受緩和型定期医療共済 (がんばるけあスマイル)	健康上の不安がある方でもご加入しやすい医療共済です。一定期間の病気やケガによる入院・手術を保障するとともに、共済期間の満了まで健康に過ごされたときは健康祝金をお支払いします。
	がん共済	一生涯にわたってがんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることができます。
	特定重度疾病共済	三大疾病やその他の生活習慣病(糖尿病、肝硬変、慢性じん不全、慢性すい炎)などを保障するプランです。
	介護共済	要介護状態となつたときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安を保障します。
	生活障害共済	病気・ケガを問わず、身体が障害状態になつた場合の経済的な損失を保障します。身体障害者手帳制度と連動した保障であり、一時的な支出の増加に備える「一時金型」と収入減少に備え継続的に受取れる「定期年金型」をお選びいただけます。
短期共済	建物更生共済 (むてきプラス)	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、「実損てん補方式」という支払方法を導入し、加入額を限度に損害額を共済金として受取れるプランもあります。
	予定利率変動型年金共済 (ライフロード)	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
短期共済	自動車共済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。また、家庭用自動車共済「クルマスター」なら安心の充実保障で、自動車事故のリスクを幅広くカバーします。
	自賠責共済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

あなたのライフプランを、JA共済がバックアップ

■農業関連事業

◇販売事業

生産者から消費者へ、新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を展開しています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、「地産地消」の取り組みとして、「川内とれたて市場」「宮之城ちくりん館」「産直センター い～さ市場」の各農産物直売所での販売や「インショップ事業」の展開により、消費者に直接農家が持ち寄った地元でとれた農産物を提供しています。また、積極的な販売促進活動によるJA北さつまのファン獲得に取り組んでいます。

◇購買事業

生産資材部門は、肥料・飼料・農薬のほか、農産物の種子や園芸資材等を販売しています。米や野菜などを出荷している農家向けの品物だけでなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。また、生活部門では、「本格焼酎 薩摩のさつま PRIDE」「JA北さつまかるかん」「北さつま茶」「梅ちゃんスカッシュ」等の地元産原料を使用したプライベート商品の普及拡大に取り組んでいます。

(2) 系統セーフティネット(貯金者保護の取り組み)

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

○「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫(JAバンク会員)で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆様に、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業運営」を2つの柱としています。

○「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準(達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など)を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

○「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

○貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

【 経営資料 】

I. 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

資産の部	令和元年度	令和2年度	負債及び純資産の部	令和元年度	令和2年度
科目	金額	金額	科目	金額	金額
1. 信用事業資産	135,369,073	136,663,409	1. 信用事業負債	139,880,307	141,052,812
(1) 現金	652,283	797,653	(1) 勘定	139,530,628	140,738,831
(2) 預金	104,929,134	104,596,378	(2) 借入金	26,236	18,899
系統預金	104,893,773	104,579,487	(3) その他の信用事業負債	263,443	238,082
系統外預金	35,361	16,891	未払費用	18,200	12,174
(3) 貸出金	29,985,006	30,956,959	その他負債	245,243	225,908
(4) その他の信用事業資産	216,589	434,596	(4) 債務保証	60,000	57,000
未収収益	101,374	99,757	2. 共済事業負債	621,927	517,249
その他の資産	115,215	334,839	(1) 共済借入金	—	—
(5) 債務保証見返	60,000	57,000	(2) 共済資金	350,661	255,585
(6) 貸倒引当金	△ 473,939	△ 179,177	(3) 共済未払利息	—	—
2. 共済事業資産	5,958	10,624	(4) 未経過共済付加収入	266,871	259,216
(1) 共済貸付金	—	—	(5) 共済未払費用	3,318	2,195
(2) 共済未収利息	—	—	(6) その他の共済事業負債	1,077	253
(3) その他の共済事業資産	5,958	10,624	3. 経済事業負債	1,061,289	1,094,166
3. 経済事業資産	3,987,681	3,844,626	(1) 経済事業未払金	413,187	464,835
(1) 受取手形	5,897	4,076	(2) 経済受託債務	404,998	415,801
(2) 経済事業未収金	870,339	823,470	(3) その他の経済事業負債	243,104	213,530
(3) 経済受託債権	1,759,775	1,760,300	4. 雜負債	432,650	395,048
(4) 棚卸資産	804,807	722,463	(1) 未払法人税等	62,000	8,161
購買商品	208,234	195,152	(2) リース債務	29,906	25,159
その他の棚卸資産	596,573	527,311	(3) 資産除去去債務	4,388	4,407
(5) その他の経済事業資産	633,683	601,616	(4) その他の負債	336,356	357,321
(うち預託家畜)	(310,569)	(285,958)	5. 諸引当金	1,043,910	1,039,524
(6) 貸倒引当金	△ 86,820	△ 67,299	(1) 賞与引当金	138,084	133,387
4. 雜資産	849,174	1,084,492	(2) 退職給付引当金	891,041	892,562
(1) 長期前払費用	—	—	(3) ポイント引当金	14,785	13,575
(2) 差入保証金	—	—	6. 再評価に係る繰延税金負債	237,050	217,029
(3) その他の資産	—	—	負債の部合計	143,277,133	144,315,828
5. 固定資産	3,571,136	3,293,584	1. 組合員資本	5,869,000	5,991,070
(1) 有形固定資産	3,571,136	3,293,584	(1) 出資金	3,029,973	2,954,439
建物	5,542,657	5,336,203	(2) 資本準備金	4,390	4,390
機械装置	1,174,080	1,190,015	(3) 利益剰余金	3,002,519	3,194,814
土地	2,384,121	2,266,909	利益準備金	1,918,901	1,978,901
リース資産	21,818	21,818	その他利益剰余金	1,083,618	1,215,913
建設仮勘定	321	—	特別積立金	87,866	87,866
その他有形固定資産	1,456,089	1,398,741	経営基盤強化積立金	696,000	716,000
減価償却累計額	△ 7,007,950	△ 6,920,102	自然災害対策積立金	30,000	37,985
(2) 無形固定資産	—	—	畜産経営安定積立金	50,000	90,000
6. 外部出資	5,744,954	5,741,624	当期末処分剰余金	219,752	284,062
(1) 外部出資	5,744,954	5,741,624	(うち当期剰余金)	(166,024)	(167,063)
系統出資	5,503,900	5,503,900	△ 167,882	△ 162,573	
系統外出資	238,054	234,724	2. 評価・換算差額等	478,043	424,564
子会社等出資	3,000	3,000	(1) 土地再評価差額金	478,043	424,564
(2) 外部出資等損失引当金	—	—	純資産の部合計	6,347,043	6,415,634
7. 繰延税金資産	96,200	93,103	負債及び純資産の部合計	149,624,176	150,731,462
資産の部合計	149,624,176	150,731,462			

2.損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度	科 目	令和元年度	令和2年度
1. 事業総利益	3,563,836	3,404,529	2. 事業管理費	3,449,525	3,232,027
事業収益	10,136,128	9,430,669	(1) 人 件 費	2,546,357	2,395,953
事業費用	6,572,292	6,026,140	(2) 業 務 費	303,847	266,152
(1) 信 用 事 業 収 益	1,043,760	991,273	(3) 諸 税 負 担 金	94,319	96,947
資 金 運 用 収 益	942,921	894,354	(4) 施 設 費	482,198	452,073
(うち預金利息)	(585,842)	(535,090)	(5) そ の 他 事 業 管 費	22,804	20,902
(うち貸出金利息)	(357,079)	(359,264)	事 業 利 益	114,311	172,502
役 務 取 引 等 収 益	44,411	47,275	3. 事業外収益	181,941	163,990
そ の 他 経 常 収 益	56,428	49,644	(1) 受 取 雜 利 息	9,202	8,714
(2) 信 用 事 業 費 用	146,735	104,623	(2) 受 取 出 資 配 当 金	48,186	50,333
資 金 調 達 費 用	31,111	23,331	(3) 賃 貸 料	17,367	15,592
(うち貯金利息)	(30,659)	(22,974)	(4) 償 却 債 権 取 立 益	1,440	3,866
(うち給付補填備金繰入)	(249)	(177)	(5) 預 り 金 取 崩 益	—	—
(うち借入金利息)	(38)	(36)	(6) 固 定 資 産 圧 縮 戻 入 益	—	—
(うちその他支払利息)	(165)	(144)	(7) 雜 収 入	105,746	85,485
そ の 他 経 常 費 用	115,624	81,292	4. 事業外費用	8,897	25,592
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 2,724)	(△ 24,956)	(1) 支 払 雜 利 息	27	19
信用事業総利益	897,025	886,650	(2) 寄 付 金	162	189
(3) 共 済 事 業 収 益	1,066,870	1,010,856	(3) 雜 損 失	8,708	25,384
共 済 付 加 収 入	1,014,222	958,061	経 常 利 益	287,355	310,900
共 済 貸 付 金 利 息	3	—	5. 特別利益	137,151	27,572
そ の 他 の 収 益	52,645	52,795	(1) 固 定 資 産 处 分 益	20,615	14,279
(4) 共 済 事 業 費 用	89,600	87,438	(2) 一 般 補 助 金	116,536	13,293
共 済 借 入 金 利 息	3	—	6. 特別損失	182,296	180,057
そ の 他 の 費 用	89,597	87,438	(1) 固 定 資 産 处 分 損	1,138	5,775
共済事業総利益	977,270	923,418	(2) 固 定 資 産 圧 縮 損	120,937	13,293
(5) 購 買 事 業 収 益	6,421,277	5,969,957	(3) 減 損 損 失	60,221	160,989
購 買 品 供 給 高	6,326,459	5,880,631	税 引 前 当 期 利 益	242,210	158,415
そ の 他 の 収 益	94,818	89,326	法人税、住民税及び事業税	71,986	12,441
(6) 購 買 事 業 費 用	5,599,536	5,172,382	過 年 度 法 人 税 等 戻 入 額	—	△ 4,165
購 買 品 供 給 原 價	5,474,157	5,040,968	法 人 税 等 調 整 額	4,200	△ 16,924
購 買 品 供 給 費	106,558	102,664	法 人 税 等 合 計	76,186	△ 8,647
そ の 他 の 費 用	18,821	28,750	当 期 剰 余 金	166,024	167,063
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—	当 期 首 緑 越 剰 余 金	49,988	56,506
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 4,319)	(△ 6,529)	目 的 積 立 金 取 崩 額	—	7,015
(うち貸 倒 損 失)	(5)	—	土 地 再 評 價 差 額 金 取 崩 額	3,740	53,478
購買事業総利益	821,741	797,575	当 期 末 処 分 剰 余 金	219,752	284,062
(7) 販 売 事 業 収 益	654,959	540,621			
販 売 品 販 売 高	123,945	51,072			
販 売 手 数 料	402,804	382,860			
そ の 他 の 収 益	128,210	106,689			
(8) 販 売 事 業 費 用	190,167	123,191			
販 売 品 販 売 原 價	112,993	43,126			
販 売 費	48,570	43,504			
そ の 他 の 費 用	28,604	36,561			
販 売 事 業 総 利 益	464,792	417,430			
(9) 保 管 事 業 収 益	61,849	60,224			
(10) 保 管 事 業 費 用	20,938	21,936			
保管事業総利益	40,911	38,288			
(11) 加 工 事 業 収 益	87,434	74,487			
(12) 加 工 事 業 費 用	60,927	50,398			
加工事業総利益	26,507	24,089			
(13) 利 用 事 業 収 益	503,619	469,585			
(14) 利 用 事 業 費 用	173,749	166,588			
利用事業総利益	329,870	302,997			
(15) そ の 他 事 業 収 益	502,106	511,008			
(16) そ の 他 事 業 費 用	407,805	424,395			
その他事業総利益	94,301	86,613			
(17) 指 導 事 業 収 入	34,697	36,248			
(18) 指 導 事 業 支 出	123,278	108,779			
指導事業収支差額	△ 88,581	△ 72,531			

3.キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度	科 目	令和元年度	令和2年度
1.事業活動によるキャッシュ・フロー			2.投資活動によるキャッシュ・フロー		
税 引 前 当 期 利 益	242,211	158,415	補 助 金 の 受 入 に よ る 収 入	120,936	13,293
減 価 償 却 費	130,315	129,182	固 定 資 産 の 取 得 に よ る 支 出	△ 238,699	△ 112,128
減 損 損 失	60,221	160,989	固 定 資 産 の 売 却 に よ る 収 入	23,764	93,752
貸 倒 引 当 金 の 増 減 額 (△は減少)	△ 102,686	△ 314,282	外 部 出 資 に よ る 支 出	△ 12,580	△ 200
賞 与 引 当 金 の 増 減 額 (△は減少)	△ 3,358	△ 4,697	外 部 出 資 の 売 却 等 に よ る 収 入	—	3,530
退 職 給 付 引 当 金 の 増 減 額 (△は減少)	93,895	1,521	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 106,579	△ 1,753
その 他 引 当 金 の 増 減 額 (△は減少)	△ 1,295	△ 1,211	3.財務活動によるキャッシュ・フロー		
信 用 事 業 資 金 運 用 収 益	△ 942,921	△ 894,354	設 備 借 入 金 の 返 済 に よ る 支 出	—	—
信 用 事 業 資 金 調 達 費 用	31,111	23,331	出 資 の 増 額 に よ る 収 入	193,372	177,115
共 済 貸 付 金 利 息	△ 3	—	出 資 の 払 戻 し に よ る 支 出	△ 242,501	△ 251,039
共 済 借 入 金 利 息	3	—	持 分 の 取 得 に よ る 支 出	35,705	△ 77,294
受 取 雑 利 息 及 び 受 取 出 資 配 当 金	△ 57,388	△ 59,047	持 分 の 讓 渡 に よ る 収 入	△ 35,444	82,603
支 払 雜 利 息	27	19	出 資 配 当 金 の 支 払 額	△ 43,005	△ 28,246
固 定 資 産 売 却 損 益 (△は益)	△ 19,477	△ 8,504	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 91,873	△ 96,861
外部出資損失等引当金の増減額	△ 27	—	4.現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 53,575	△ 805,429
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			5.現金及び現金同等物の期首残高	2,264,850	2,211,275
貸 出 金 の 純 増 (△) 減	△ 2,128,869	△ 971,953	6.現金及び現金同等物の期末残高	2,211,275	1,405,846
預 金 の 純 増 (△) 減	1,039,246	△ 618,043			
貯 金 の 純 増 減 (△)	832,650	1,208,204			
信 用 事 業 借 入 金 の 純 增 減 (△)	△ 7,338	△ 7,337			
そ の 他 の 信 用 事 業 資 産 の 純 増 減	79,743	△ 216,624			
そ の 他 の 信 用 事 業 負 債 の 純 増 減	△ 96,445	△ 19,990			
(共済事業活動による資産及び負債の増減)					
共 済 貸 付 金 の 純 増 (△) 減	2,845	—			
共 済 借 入 金 の 純 増 減 (△)	△ 2,845	—			
共 済 資 金 の 純 増 減 (△)	27,133	△ 95,076			
未 経 過 共 済 付 加 収 入 の 純 増 減	△ 23,118	△ 7,655			
そ の 他 の 共 済 事 業 資 産 の 純 増 減	△ 4,918	△ 4,666			
そ の 他 の 共 済 事 業 負 債 の 純 増 減	△ 1,425	△ 1,947			
(経済事業活動による資産及び負債の増減)					
受 取 手 形 及 び 経 済 事 業 未 収 金 の 純 増 (△) 減	37,203	48,689			
經 済 受 記 債 権 の 純 増 (△) 減	1,708,390	△ 525			
棚 卸 資 産 の 純 増 (△) 減	△ 8,891	82,322			
支 払 手 形 及 び 経 済 事 業 未 払 金 の 純 増 減 (△)	34,573	51,648			
經 済 受 記 債 務 の 純 増 減 (△)	△ 1,898,630	10,803			
そ の 他 の 經 済 事 業 資 産 の 純 増 減	20,162	32,067			
そ の 他 の 經 済 事 業 負 債 の 純 増 減	△ 21,273	△ 34,321			
(そ の 他 の 資 産 及 び 負 債 の 増 減)					
そ の 他 の 資 産 の 純 増 減	201,461	△ 234,328			
そ の 他 の 負 債 の 純 増 減	41,933	△ 10,019			
未 払 消 費 税 の 増 減	2,531	30,023			
信 用 事 業 資 金 運 用 に よ る 収 入	945,342	893,776			
信 用 事 業 資 金 調 達 に よ る 支 出	△ 32,193	△ 29,508			
共 済 貸 付 金 利 息 に よ る 収 入	69	—			
共 済 借 入 金 利 息 に よ る 支 出	△ 69	—			
小 計	177,895	△ 703,098			
雜 利 息 及 び 出 資 配 当 金 の 受 取 額	47,156	48,140			
雜 利 息 の 支 払 額	△ 27	△ 19			
法 人 税 等 の 支 払 額	△ 80,147	△ 51,838			
事 業 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	144,877	△ 706,815			

4.注記表

令和元年度

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 ……移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
時価のないもの ……移動平均法による原価法

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品(農機) ……個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ② 購買品(肥料・農薬・飼料の単品管理品)
…総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ③ 購買品(上記以外の購買品)
…売価還元法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ④ その他棚卸資産(加工品)
…総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ⑤ その他棚卸資産(家畜)
…個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3)固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法(ただし平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、家畜は定額法)を採用しています。
- ② 無形固定資産
定額法
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

(4)引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債

令和2年度

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 ……移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
時価のないもの ……移動平均法による原価法

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品(農機) ……個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ② 購買品(肥料・農薬・飼料の単品管理品)
…総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ③ 購買品(上記以外の購買品)
…売価還元法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ④ その他棚卸資産(加工品)
…総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ⑤ その他棚卸資産(家畜)
…個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3)固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法(ただし平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、家畜は定額法)を採用しています。
- ② 無形固定資産
定額法
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

(4)引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保

権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は197,105,270円です。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定期額基準によっています。

イ 数理計算上の差異の費用処理法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。

の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、その結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定期額基準によっています。

イ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員

(4) ポイント引当金

事業利用の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 棚卸資産の評価方法

購買品の評価方法は、従来、売価還元法によっていましたが、棚卸資産の金額をより適正に評価するために、当期首より購買システムの変更を行ったことに伴い、当事業年度から総平均法(肥料・農薬・飼料の単品管理品)および個別法(農機)に変更しました。

当該会計方針の変更は、当期首より購買システムの変更を行ったことにより、当期首の棚卸資産残高について新たな評価方法に基づく帳簿価額の算定ができないため、前事業年度末の購買品の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来にわたり総平均法(肥料・農薬・飼料の単品管理品)および個別法(農機)を適用しています。

この変更による影響は軽微です。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しています。

(4) ポイント引当金

事業利用の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

(1)未認識数理計算上の差異の処理年数の変更

当事業年度において、退職給付債務計算ソフトを変更し、退職確率等の計算方法が見直されたことにより、未認識数理計算上の差異の処理年数が平均残存勤務期間を超過したため、未認識数理計算上の差異の処理年数を13年から9年に変更しております。

この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の事業管理費が92,017,732円増加し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が同額減少しています。

5. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、1,735,982,221円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	1,119,302,176円
機械装置	335,726,109円
土地	10,952,822円
その他の有形固定資産	270,001,114円

(2)担保に供している資産

定期預金8,300,000,000円を借入金(当座借越限度額8,300,000,000円)の担保に供しています。また、定期預金7,700,000,000円を為替決済の担保に、定期預金9,820,000円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、定期預金95,000,000円を子会社債務保証の担保に、定期預金55,550,000円をたばこ耕作貯金の担保に、それぞれ供しています。

(3)子会社に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額 640,505円
子会社に対する金銭債務の総額 3,836,692円

(4)役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 51,249,081円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 0円

(5)貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は19,451,195円、延滞債権額は556,659,459円です。

なお、「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事

(1)肥育牛センターにおける棚卸資産時価算定方法の変更

肉用牛肥育経営安定交付金(以下、牛マルキン交付金)は、従来、棚卸資産の時価算定において考慮していましたが、その発動が概ね恒常化し、金額が増加する傾向となったことに伴い、当事業年度末より、牛マルキン交付金を棚卸資産の時価算定において考慮しています。

この変更による影響額は軽微です。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、1,721,907,448円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	1,097,186,176円
機械装置	342,578,329円
土地	10,952,822円
その他の有形固定資産	271,190,121円

(2)担保に供している資産

定期預金8,300,000,000円を借入金(当座借越限度額8,300,000,000円)の担保に供しています。また、定期預金7,700,000,000円を為替決済の担保に、定期預金9,820,000円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、定期預金95,000,000円を子会社債務保証の担保に、定期預金55,550,000円をたばこ耕作貯金の担保に、それぞれ供しています。

(3)子会社に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額 204,995円
子会社に対する金銭債務の総額 4,350,377円

(4)役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 60,950,668円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 0円

(5)貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は22,039,327円、延滞債権額は195,853,394円です。

なお、「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事

由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,195,765円です。

なお、「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,610,000円です。

なお、「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は583,916,419円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ① 再評価を行った年月日 平成12年2月29日
- ② 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 492,381,559円
- ③ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3

由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は11,474,237円です。

なお、「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額に該当する債権はありません。

なお、「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は229,366,958円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ① 再評価を行った年月日 平成12年2月29日
 - ② 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 490,461,563円
 - ③ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3

号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引高の総額

子会社との取引による収益総額	198,549円
うち事業取引高	198,549円
うち事業取引以外の取引高	0円
子会社との取引による費用総額	34円
うち事業取引高	34円
うち事業取引以外の取引高	0円

(2) 減損損失に関する事項

① グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、支所・事業所を基本にグルーピングし、農業関連施設は共用資産としています。また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所については、共用資産と一般資産に区分し、本所(共用)をJA全体の共用資産と認識しています。また、川内総合支所、伊佐総合支所については、共用資産と一般資産に区分し、川内総合支所(共用)、伊佐総合支所(共用)をそれぞれの地区全体の共用資産と認識しています。

② 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要と減損損失の金額

減損損失を認識した資産又は資産グループの概要と減損損失の金額は、次のとおりです。

号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引高の総額

子会社との取引による収益総額	173,557円
うち事業取引高	173,557円
子会社との取引による費用総額	38円
うち事業取引高	38円

① グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、支所・事業所を基本にグルーピングし、農業関連施設は共用資産としています。また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所については、共用資産と一般資産に区分し、本所(共用)をJA全体の共用資産と認識しています。また、川内総合支所、伊佐総合支所については、共用資産と一般資産に区分し、川内総合支所(共用)、伊佐総合支所(共用)をそれぞれの地区全体の共用資産と認識しています。

② 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要と減損損失の金額

減損損失を認識した資産又は資産グループの概要と減損損失の金額は、次のとおりです。

場所	用途	種類	金額
こしき支所	営業用店舗	土地・建物	3,525,042円 (土地 1,402,925円) (建物 2,122,117円)
下甑出張所	営業用店舗	建物他	2,203,365円
矢倉配達センター	営業用店舗	土地・建物付属設備	575,596円 (土地 324,238円) (建物付属設備 251,358円)
山崎給油所	営業用店舗	土地	237,416円
鶴田給油所	営業用店舗	土地・機械装置	1,704,694円 (土地 952,475円) (機械装置 752,219円)
川内給油所	営業用店舗	機械装置	3,724,361円
入来給油所	営業用店舗	土地	1,178,955円
羽月給油所	営業用店舗	土地	620,967円
大田給油所	営業用店舗	土地・機械装置	2,784,227円 (土地 847,608円) (機械装置 1,936,619円)
菱刈給油所	営業用店舗	土地・構築物他	455,738円 (土地 349,355円) (構築物他 106,383円)
大口農機具センター	営業用店舗	土地・建物付属設備他	6,666,543円 (土地 3,933,854円) (建物付属設備他 2,732,689円)
菱刈農機具センター	営業用店舗	土地・建物付属設備他	545,724円 (土地 276,419円) (建物付属設備他 69,305円)
ルミエール孔明閣	営業用店舗	建物他	790,044円
旧求名支所	遊休資産	土地	3,064,794円
旧中津川支所	遊休資産	土地	1,997,587円
旧蘭牟田支所	遊休資産	構築物	1,359,187円
旧上川内支所	遊休資産	土地・建物	4,492,103円 (土地 746,341円) (建物 3,745,762円)
旧城上支所	遊休資産	土地	577,938円
旧隈之城支所	遊休資産	土地	1,796,397円
旧永利支所	遊休資産	土地	112,093円
旧入来支所	遊休資産	土地	2,856,731円
旧こしき賃貸住宅	遊休資産	土地	510,609円
旧山野支所	遊休資産	土地・建物	1,357,629円 (土地 230,967円) (建物 1,126,662円)
旧本城支所	遊休資産	建物	253,866円
旧オートパル川内裏駐車場	遊休資産	土地	658,078円
旧Aコープ川内店裏駐車場	遊休資産	土地	181,906円
旧Aコープ入来店	遊休資産	土地	592,754円
旧サテライト東郷	遊休資産	土地・建物	6,618,083円 (土地 3,247,845円) (建物 3,370,238円)
大口堆肥センター	賃貸用固定資産	土地・建物他	8,758,699円 (土地 5,619,351円) (建物他 3,139,348円)
合 計			60,201,126円 (土地 32,317,603円) (建物ほか 27,883,523円)

場所	用途	種類	金額
こしき支所	営業用店舗	土地・建物付属設備	1,598,605円 (土地 301,368円) (建物付属設備 1,297,237円)
矢倉配達センター	営業用店舗	土地	1,334,541円
鶴田給油所	営業用店舗	土地	517,206円
大田給油所	営業用店舗	土地	472,959円
菱刈給油所	営業用店舗	土地	732,387円
伊佐農機具センター	営業用店舗	土地	1,017,697円
羽月支所	営業用店舗(伊佐共用)	建物等	20,189,016円
伊佐配達センター	営業用店舗(伊佐共用)	建物等	10,939,861円
羽月給油所	営業用店舗(伊佐共用)	建物等	2,536,058円
伊佐ガスセンター	営業用店舗(伊佐共用)	建物等	994,533円
伊佐葬祭	営業用店舗(伊佐共用)	土地・建物等	15,067,172円 (土地 4,721,919円) (建物等 10,345,253円)
大口育苗センター	営業用店舗(伊佐共用)	建物等	25,724,189円
伊佐産直センター	営業用店舗(伊佐共用)	構築物等	773,039円
大口選果場	営業用店舗(伊佐共用)	土地・建物付属設備他	9,144,369円 (土地 2,188,199円) (建物付属設備等 10,345,253円)
カントリーエレベーター	営業用店舗(伊佐共用)	土地、建物等	32,635,800円 (土地 13,795,406円) (建物等 18,840,394円)
旧求名支所	遊休資産	土地	139,291円
旧中津川支所	遊休資産	土地	118,128円
旧蘭牟田支所	遊休資産	構築物	260,708円
旧城上支所	遊休資産	土地	313,476円
旧中央支所	遊休資産	土地	229,308円
旧入来支所	遊休資産	土地	1,087,499円
旧こしき賃貸住宅	遊休資産	土地	234,570円
旧山野支所	遊休資産	土地	465,393円
旧平出水支所	遊休資産	建物等	2,106,865円
旧東支所	遊休資産	建物等	2,617,179円
旧羽月支所	遊休資産	建物等	3,445,645円
旧曾木支所	遊休資産	建物等	4,294,581円
旧本城支所	遊休資産	建物	3,955,527円
旧北部支所	遊休資産	建物等	2,467,528円
旧川内整備工場	遊休資産	土地	1,152,312円
旧Aコープ川内店裏駐車場	遊休資産	土地	452,935円
旧Aコープ入来店	遊休資産	土地	386,609円
旧梶脇農産加工	遊休資産	土地	280,761円
Aコープこしき店	賃貸用固定資産	土地・建物	13,303,120円 (土地 7,090,977円) (建物他 6,212,143円)
合 計			160,988,867円 (土地 37,032,941円) (建物ほか 123,955,926円)

③ 減損損失を認識するに至った経緯

こしき支所からルミエール孔明閣については、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧求名支所から旧Aコープ入来店については、土地の価額が下落しているため、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

旧サテライト東郷については、遊休資産とされ、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

大口堆肥センター（賃貸用固定資産）については、土地の価額が下落しているため、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法

土地の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産評価額に合理的な調整を行って算定しています。

なお、建物の回収可能価額については、時価の評価が困難であるため評価していませんが、建物等撤去費用については、合理的な見積りを行って算出しています。

（3）棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には収益性の低下にともなう簿価切下げにより、△365,942円の棚卸評価損が含まれています。また、収益性の低下にともなう簿価切下げにより、加工事業費用には堆肥センターにおいて175,997円の棚卸評価損が含まれています。その他事業費用には肥育牛センター等において△858,875円の棚卸評価損が含まれています。（△は戻入額を示しています）

（4）事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。

よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用につ

③ 減損損失を認識するに至った経緯

こしき支所から大口農機具センターについては、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

羽月支所からカントリーエレベーターについては、伊佐地区の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧求名支所から旧樋脇農産加工については、遊休資産店であり早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

Aコープこしき店（賃貸用固定資産）については、土地の価額が下落しているため、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法

土地の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産評価額に合理的な調整を行って算定しています。

建物の回収可能価額については、時価の評価が困難であるため評価していませんが、建物等撤去費用については、合理的な見積りを行って算出しています。

なお、一部の土地・建物については、不動産鑑定評価額を用いて算定しています。

（3）棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には収益性の低下にともなう簿価切下げにより、236,659円の棚卸評価損が含まれています。また、収益性の低下にともなう簿価切下げにより、加工事業費用には堆肥センターにおいて△260,306円の棚卸評価損が含まれています。その他事業費用には肥育牛センター等において△14,627,358円の棚卸評価損が含まれています。（△は戻入額を示しています）

（4）事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。

よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用につ

いては、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を鹿児島県信用農業協同組合連合会へ預けています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、経済受託債権は主として米仮渡金であり、米穀共同計算の結果によっては債権の一部が毀損するリスクがあります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別的重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に総合対策部債権対策課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

いては、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を鹿児島県信用農業協同組合連合会へ預けています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、経済受託債権は主として米仮渡金であり、米穀共同計算の結果によっては債権の一部が毀損するリスクがあります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別的重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に総合対策部債権対策課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び経済受託債権です。

当組合では、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.2%上昇したものと想定した場合には、経済価値が114,028,367円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ.資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものも含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び経済受託債権です。

当組合では、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が121,617,474円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ.資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものも含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	104,929,134,407	104,934,634,512	5,500,105
貸出金	29,985,005,564		
貸倒引当金(注1)	△ 473,938,884		
貸倒引当金控除後	29,511,066,680	30,756,644,620	1,245,577,940
経済受託債権	1,759,774,804		
貸倒引当金(注2)	△ 5,807,256		
貸倒引当金控除後	1,753,967,548	1,753,967,548	-
資産計	136,194,168,635	137,445,246,680	1,251,078,045
貯金	139,530,627,519	139,541,462,720	10,835,201
負債計	139,530,627,519	139,541,462,720	10,835,201

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注2) 経済受託債権に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ウ. 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	104,596,377,676	104,596,893,303	515,627
貸出金	30,956,958,692		
貸倒引当金(注1)	△ 179,176,981		
貸倒引当金控除後	30,777,781,711	31,885,855,495	1,108,073,784
経済受託債権	1,760,300,008		
貸倒引当金(注2)	△ 5,703,372		
貸倒引当金控除後	1,754,596,636	1,754,596,636	-
資産計	137,128,756,023	138,237,345,434	1,108,589,411
貯金	140,738,831,209	140,744,559,798	5,728,589
負債計	140,738,831,209	140,744,559,798	5,728,589

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注2) 経済受託債権に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ウ. 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から

貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負 債】

ア.貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

(単位:円)

貸借対照表計上額	
外部出資(注1)	5,744,953,700
合 計	5,744,953,700

(注1)外部出資は全て市場価格のある株式以外のもので、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしておらず、①の金融商品の時価情報には含めていません。

④金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預 金	98,249,134,407	-	380,000,000
貸出金(注1.2)	6,283,107,117	2,415,630,352	2,121,509,269
経済受託債権	1,759,774,804	-	-
合 計	106,292,016,328	2,415,630,352	2,501,509,269
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	-	-	6,300,000,000
貸出金(注1.2)	1,818,089,539	1,619,323,247	15,316,376,495
経済受託債権	-	-	-
合 計	1,818,089,539	1,619,323,247	21,616,376,495

(注1)貸出金のうち、当座貸越695,802,695円については「1年以内」に含めています。

(注2)貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等410,969,545円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負 債】

ア.貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

(単位:円)

貸借対照表計上額	
外部出資(注1)	5,741,623,701
合 計	5,741,623,701

(注1)外部出資は全て市場価格のある株式以外のもので、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしておらず、①の金融商品の時価情報には含めていません。

④金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預 金	97,916,377,676	380,000,000	-
貸出金(注1.2)	5,994,014,136	2,391,070,869	2,103,750,413
経済受託債権	1,760,300,008	-	-
合 計	105,670,691,820	2,771,070,869	2,103,750,413
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	-	-	6,300,000,000
貸出金(注1.2)	1,911,929,507	1,721,342,277	16,707,283,104
経済受託債権	-	-	-
合 計	1,911,929,507	1,721,342,277	23,007,283,104

(注1)貸出金のうち、当座貸越540,990,579円については「1年以内」に含めています。

(注2)貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等127,568,386円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金(注1)	134,177,844,079	2,663,085,482	2,191,856,421
合 計	134,177,844,079	2,663,085,482	2,191,856,421
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注1)	247,990,456	217,952,883	31,898,198
合 計	247,990,456	217,952,883	31,898,198

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため(財)鹿児島県農協役職員共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
期首における退職給付債務 2,876,816,228円
勤務費用 122,352,096円
数理計算上の差異の発生額 △190,996,080円
退職給付の支払額 △176,020,927円
他勘定振替 △15,981,042円
期末における退職給付債務 2,616,170,275円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
期首における年金資産 1,707,294,933円
期待運用収益 23,902,129円
数理計算上の差異の発生額 △10,176,584円
特定退職共済制度への拠出金 87,502,000円
退職給付の支払額 △137,350,279円
期末における年金資産 1,671,172,199円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
退職給付債務 2,632,151,317円
特定退職共済制度 △1,671,172,199円
未積立退職給付債務 960,979,118円
未認識数理計算上の差異 △53,957,585円
貸借対照表計上額純額 907,021,533円
他勘定振替 △15,981,042円
退職給付引当金 891,040,491円

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金(注1)	135,805,758,013	2,281,401,765	2,252,797,914
合 計	135,805,758,013	2,281,401,765	2,252,797,914
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注1)	230,947,259	139,114,258	28,812,000
合 計	230,947,259	139,114,258	28,812,000

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため(財)鹿児島県農協役職員共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
期首における退職給付債務 2,616,170,275円
勤務費用 117,339,756円
数理計算上の差異の発生額 81,164,119円
過去勤務費用の発生額 △46,955,691円
退職給付の支払額 △212,971,205円
期末における退職給付債務 2,554,747,254円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
期首における年金資産 1,671,172,199円
期待運用収益 23,396,411円
数理計算上の差異の発生額 △2,427,891円
特定退職共済制度への拠出金 86,420,000円
退職給付の支払額 △151,186,926円
期末における年金資産 1,627,373,793円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
退職給付債務 2,554,747,254円
特定退職共済制度 △1,627,373,793円
未積立退職給付債務 927,373,461円
未認識数理計算上の差異 △80,462,969円
未認識過去勤務費用 45,651,366円
貸借対照表計上額純額 892,561,858円
退職給付引当金 892,561,858円

⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額		
勤務費用	122,352,096円	
期待運用収益	△23,902,129円	
数理計算上の差異の費用処理額	<u>137,598,606円</u>	
合計	236,048,573円	

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	14.50%
預金	5.74%
共済預け金	79.62%
その他	<u>0.14%</u>
合計	100.0%

⑦ 長期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.0%
長期待運用収益率	1.4%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金28,845,211円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は348,060,000円となっています。

⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額		
勤務費用	117,339,756円	
期待運用収益	△23,396,411円	
数理計算上の差異の費用処理額	57,086,626円	
過去勤務費用の費用処理額	<u>△1,304,325円</u>	
合　　計	149,725,646円	

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	12.41%
預金	4.66%
共済預け金	82.86%
その他	<u>0.07%</u>
合　　計	100.0%

⑦ 長期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.0%
長期待運用収益率	1.4%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金27,377,639円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は348,060,000円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	48,808,295円
退職給付引当金超過額	242,719,430円
賞与引当金繰入超過額	37,614,106円
固定資産減損損失	283,801,115円
その他	<u>112,649,606円</u>
繰延税金資産小計	725,592,552円
評価性引当額	<u>△629,308,187円</u>
繰延税金資産合計(A)	96,284,365円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する資産	<u>△84,214円</u>
繰延税金負債合計(B)	<u>△84,214円</u>
繰延税金資産の純額(A)+(B)	96,200,151円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.23%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.43%
受取配当金等永久に益金に参入されない項目	<u>△2.70%</u>
住民税均等割等	2.40%
評価性引当額の増減	<u>△1.72%</u>
その他	1.81%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.45%

10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位:千円)	
現金及び預金勘定	105,581,417
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	<u>△103,370,142</u>
現金及び現金同等物	2,211,275

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	38,206,572円
退職給付引当金	243,133,850円
賞与引当金	36,334,637円
固定資産減損損失	312,635,275円
その他	<u>45,773,570円</u>
繰延税金資産小計	676,083,904円
評価性引当額	<u>△582,902,340円</u>
繰延税金資産合計(A)	93,181,564円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する資産	<u>△78,651円</u>
繰延税金負債合計(B)	<u>△78,651円</u>
繰延税金資産の純額(A)+(B)	93,102,913円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.24%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.78%
受取配当金等永久に益金に参入されない項目	<u>△4.31%</u>
住民税均等割等	3.67%
過年度法人税等戻入額	<u>△2.63</u>
価性引当額の増減	<u>△29.29%</u>
その他	<u>△2.92%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△5.46%</u>

8. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位:千円)	
現金及び預金勘定	105,394,031
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	<u>△103,988,185</u>
現金及び現金同等物	1,405,846

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
1. 当期末処分剰余金	219,752	284,062
2. 剰余金処分額		
(1) 利益準備金	60,000	100,000
(2) 任意積立金	75,000	47,015
(経営基盤強化積立金)	(20,000)	(20,000)
(自然災害対策積立金)	(15,000)	(7,015)
(畜産経営安定積立金)	(40,000)	(20,000)
(3) 出資配当金	28,246	27,564
3. 次期繰越剰余金	56,506	109,483

(注) 1. 令和元年度の出資配当金は、年1.0%の割合です。

令和2年度の出資配当金は、年1.0%の割合です。

2. 令和元年度・令和2年度の任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

(1) 経営基盤強化積立金

【積立目的】 金融経済環境の急激な変化や会計等法制度の変更に伴う利益の減少への対処、並びに財務健全化を目的とした支出に充てるため。

【積立目標額】 10億円

【取崩基準】 目的に伴う事由により、組合の経営に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合、理事会の決議により必要と認めた額を取り崩す。

(2) 自然災害対策積立金

【積立目的】 自然災害および病疫等により、農家組合員の営農の継続が困難になる等、経営に支障が出た場合に緊急支援が行えるよう積み立てる。

【積立目標額】 2億円

【取崩基準】 目的に伴う事由により、組合員に対し緊急支援を行う場合、理事会の決議により必要と認めた額を取り崩す。

(3) 畜産経営安定積立金

【積立目的】 畜産環境の急激な変化等に伴う利益の減少に対処し、組合の健全な発展をはかることを目的に積み立てる。

【積立目標額】 2億円

【取崩基準】 畜産環境の急激な変化等に伴い肥育牛センター等の畜産事業に多額の損失が生じた場合、理事会の決議により必要と認めた額を取り崩す。

3. 令和元年度の次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額9,000千円が含まれています。

令和2年度の次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額9,000千円が含まれています。

6.部門別損益計算書(令和2年度)

(単位:千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	9,696,565	991,272	1,010,856	4,997,645	2,660,544	36,248	
事業費用②	6,292,036	104,662	87,438	4,091,808	1,899,389	108,779	
事業総利益 (① - ②)③	3,404,529	886,650	923,418	905,837	761,155	△ 72,531	
事業管理費④ (うち減価償却費)⑤ (うち人件費)⑤'	3,232,028 (129,181) (2,395,953)	632,576 (18,910) (473,917)	746,239 (21,782) (606,635)	820,353 (52,247) (596,619)	880,030 (34,469) (577,227)	152,830 (1,773) (141,555)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費)⑦ (うち人件費)⑦'		182,523 (18,910) (62,619)	210,240 (21,782) (72,128)	206,464 (21,391) (70,833)	187,023 (19,376) (64,163)	17,112 (1,773) (5,870)	△ 803,362 (△ 83,232) (△ 275,613)
事業利益⑧ (③ - ④)	172,501	254,074	177,179	85,484	△ 118,875	△ 225,361	
事業外収益⑨	163,990	33,252	33,719	58,504	35,760	2,755	
※うち共通分⑩		29,386	33,719	33,499	29,981	2,755	△ 129,340
事業外費用⑪	25,591	2,941	3,376	15,997	3,001	276	
※うち共通分⑫		2,941	3,376	3,354	3,001	276	△ 12,948
経常利益⑬ (⑧ + ⑨ - ⑪)	310,900	284,385	207,522	127,991	△ 86,116	△ 222,882	
特別利益⑭	27,572	6,139	7,044	7,550	6,263	576	
※うち共通分⑮		6,139	7,044	6,998	6,263	576	△ 27,020
特別損失⑯	180,057	40,909	46,941	46,635	41,737	3,835	
※うち共通分⑰		40,909	46,941	46,635	41,737	3,835	△ 180,057
税引前当期利益⑱ (⑬ + ⑭ - ⑯)	158,415	249,615	167,625	88,906	△ 121,590	△ 226,141	
営農指導事業分配賦額⑲		57,666	60,063	58,910	49,502	△ 226,141	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱ - ⑲)	158,415	191,949	107,562	29,996	△ 171,092		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 人件費割合(50%) 及び事業総利益割合(50%)で配賦
- (2) 営農指導事業 事業総利益割合で配賦
- 2. <配賦割合> (1)の配賦基準で算出した配賦の割合

(単位:%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	22.72	26.17	25.70	23.28	2.13	100.00
営農指導事業	25.50	26.56	26.05	21.89		100.00

7.財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和2年3月1日から令和3年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年6月17日
北さつま農業協同組合
代表理事組合長 春田 和則

8.会計監査人の監査

令和元年度及び令和2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II. 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、口、人、%)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益(事業収益)	11,621,966	11,975,756	11,049,958	10,403,695	9,696,565
信用事業収益	1,146,309	1,101,573	1,133,753	1,043,760	991,272
共済事業収益	1,158,001	1,165,613	1,118,858	1,066,869	1,010,856
農業関連事業収益	3,944,056	3,984,442	5,481,957	5,230,675	4,997,645
生活その他事業収益	5,341,249	5,688,796	3,274,233	3,027,694	2,660,544
営農指導事業収益	32,351	35,332	41,157	34,697	36,248
経常利益	363,390	521,867	575,647	287,355	310,900
当期剰余金	188,780	15,145	411,948	166,024	167,063
出資金 (出資口数)	3,352,030 (3,352,030)	3,253,291 (3,253,291)	3,079,102 (3,079,102)	3,029,973 (3,029,973)	2,954,439 (2,954,439)
純資産額	6,162,684	6,055,661	6,272,674	6,347,043	6,415,634
総資産額	145,319,899	148,511,577	150,595,022	149,624,176	150,731,462
貯金等残高	134,912,324	136,664,813	138,697,978	139,530,628	140,738,831
貸出金残高	27,835,111	28,370,491	27,856,137	29,985,006	30,956,959
有価証券残高	—	—	—	—	—
剰余金配当金額	46,797	30,435	43,005	28,246	27,564
出資配当額	46,797	30,435	43,005	28,246	27,564
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職員数	578	553	530	514	492
単体自己資本比率	11.42	10.56	10.71	10.74	10.74

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:千円、%)

項目	令和元年度	令和2年度	増減
資金運用収支	911,810	871,023	△ 40,787
役務取引等収支	44,412	47,275	2,863
その他信用事業収支	△ 59,197	△ 31,647	27,550
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	897,025 (0.66)	886,650 (0.64)	△ 10,375 (△ 0.02)
事業粗利益 (事業粗利益率)	3,563,836 (2.33)	3,404,529 (2.22)	△ 159,307 (△ 0.11)
事業純益		93,269	
実質事業純益		172,502	
コア事業純益		172,502	
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)		172,502	

3.資金運用取支の内訳

(単位:千円、%)

項目	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	135,360,660	942,921	0.70	136,768,345	894,354	0.65
うち預金	106,672,101	585,842	0.55	106,598,600	535,090	0.50
うち有価証券	-	-	-	-	-	-
うち貸出金	28,688,559	357,079	1.24	30,169,745	359,264	1.19
資金調達勘定	140,769,595	30,946	0.02	142,327,464	23,187	0.02
うち貯金・定期積金	140,730,499	30,908	0.02	142,296,291	23,151	0.02
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	39,096	38	0.10	31,173	36	0.12
総資金利ざや	-	0.36	-	-	-	0.32

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4.受取・支払利息の増減額

(単位:千円)

項目	令和元年度増減額	令和2年度増減額
受取利息	△ 58,586	△ 48,567
うち預金	△ 43,349	△ 50,752
うち有価証券	-	-
うち貸出金	△ 15,237	2,185
支払利息	△ 1,851	△ 7,759
うち貯金・定期積金	△ 1,645	△ 7,757
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	△ 206	△ 2
差引	△ 60,437	△ 56,326

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

III. 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位:千円、%)

種類	令和元年度	令和2年度	増減
流動性貯金	63,250,848(44.9)	68,528,239(48.2)	5,277,391
定期性貯金	77,323,481(55.0)	73,630,927(51.7)	△ 3,692,554
その他の貯金	133,217(0.1)	123,723(0.1)	△ 9,494
計	140,707,546(100.0)	142,282,889(100.0)	1,575,343
譲渡性貯金	—	—	—
合計	140,707,546(100.0)	142,282,889(100.0)	1,575,343

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

3. ()内は構成比です。

②定期貯金残高

(単位:千円、%)

種類	令和元年度	令和2年度	増減
定期貯金	74,126,018(100.0)	68,116,021(100.0)	△ 6,009,997
うち固定自由金利定期	74,119,331(99.9)	68,110,233(99.9)	△ 6,009,097
うち変動自由金利定期	6,687(0.1)	5,787(0.1)	△ 900

(注) 1. 固定自由金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動自由金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ()内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位:千円)

種類	令和元年度	令和2年度	増減
手形貸付	1,964,543	2,100,844	136,301
証書貸付	25,950,959	27,220,187	1,269,229
当座貸越	786,964	857,506	70,541
割引手形	—	—	—
合計	28,702,466	30,178,537	1,476,071

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:千円、%)

種類	令和元年度	令和2年度	増減
固定金利貸出	27,451,565(91.6)	28,445,702(91.9)	994,137
変動金利貸出	2,533,440(8.4)	2,511,256(8.1)	△ 22,184
合計	29,985,005(100.0)	30,956,958(100.0)	971,953

(注) ()内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位:千円)

種類	令和元年度	令和2年度	増減
貯金・定期積金等	172,702	135,330	△37,372
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小計	172,702	135,330	△37,372
農業信用基金協会保証	6,873,882	7,109,589	235,707
その他保証	7,036,852	8,100,049	1,063,197
小計	13,910,734	15,209,638	1,298,904
信用	15,901,569	15,611,990	△289,579
合計	29,985,005	30,956,958	971,953

④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:千円)

種類	令和元年度	令和2年度	増減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	60,000	57,000	△3,000
その他担保物	—	—	—
小計	—	—	—
信用	—	—	—
合計	60,000	57,000	△3,000

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位:千円、%)

種類	令和元年度	令和2年度	増減
設備資金	19,182,059(64.0)	20,054,292(64.8)	872,233
運転資金	10,802,946(36.0)	10,902,666(35.2)	99,720
合計	29,985,005(100.0)	30,956,958(100.0)	971,953

(注) ()内は構成比です。

⑥貸出金の業種別残高

(単位:千円、%)

種類	令和元年度	令和2年度	増減
農業	3,081,312(10.3)	2,755,149(8.9)	△ 326,163
林業	25,634(0.1)	27,342(0.1)	1,708
水産業	22,663(0.1)	56,113(0.1)	33,450
製造業	2,130,282(7.1)	2,473,457(8.0)	343,175
鉱業	72,002(0.3)	145,110(0.5)	73,108
建設・不動産業	991,249(3.3)	1,073,255(3.5)	82,006
電気・ガス・熱供給・水道業	160,409(0.5)	162,362(0.5)	1,953
運輸・通信業	222,596(0.7)	286,053(0.9)	63,457
金融・保険業	93,128(0.3)	105,843(0.3)	12,715
卸売・小売・サービス業・飲食業	2,945,937(9.8)	3,149,085(10.2)	203,148
地方公共団体	8,837,429(29.5)	9,457,810(30.6)	620,381
非営利法人	—	—	
その他の	11,402,364(38.0)	11,265,379(36.4)	△ 136,985
合計	29,985,005(100.0)	30,956,958(100.0)	971,953

(注) ()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:千円)

種類	令和元年度	令和2年度	増減
農業	3,215,320	3,147,190	△ 68,130
穀作	449,083	433,522	△ 15,561
野菜・園芸	120,829	127,564	6,735
果樹・樹園農業	67,888	54,815	△ 13,073
工芸作物	197,642	159,398	△ 38,244
養豚・肉牛・酪農	400,083	388,841	△ 11,242
養鶏・養卵	35,683	19,580	△ 16,103
養蚕	8,206	3,547	△ 4,659
その他農業	1,935,906	1,959,923	24,017
農業関連団体等	—	—	—
合計	3,215,320	3,147,190	△ 68,130

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が從となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:千円)

種類	令和元年度	令和2年度	増減
プロパー資金	1,300,751	1,229,324	△ 71,427
農業制度資金	1,914,569	1,917,866	3,297
農業近代化資金	1,347,808	1,427,577	79,769
その他制度資金	566,761	490,289	△ 76,472
合計	3,215,320	3,147,190	△ 68,130

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑧リスク管理債権の状況

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	増減
破綻先債権額	19,451	22,039	2,588
延滞債権額	556,659	195,853	△ 360,806
3ヵ月以上延滞債権額	2,196	11,474	9,278
貸出条件緩和債権額	5,610	0	△ 5,610
合計	583,916	229,366	△ 354,550

- (注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金(貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金)をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:千円)

債権区分		債権額	保全額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	505,472	68,288	16,658	398,233	483,179
	令和2年度	184,955	65,732	11,174	108,049	184,955
危険債権	令和元年度	72,225	13,459	17,078	7,209	37,746
	令和2年度	32,938	15,471	0	1,582	17,053
要管理債権	令和元年度	7,806	198	1,998	26	2,222
	令和2年度	11,474	9,609	1,693	37	11,339
小計	令和元年度	585,503	81,945	35,734	405,468	523,147
	令和2年度	229,367	90,812	12,867	109,668	213,347
正常債権	令和元年度	29,611,079				
	令和2年度	30,928,409				
合計	令和元年度	30,196,582				
	令和2年度	31,157,776				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号) 第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

②危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本及び利息の回収ができない可能性の高い債権

③要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権及び貸出条件緩和貸出債権

④正常債権

上記以外の債権

⑩元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

<自己査定債務者区分>

<金融再生法債権区分>

対象債権	信用事業総与信		
	貸出金	その他の債	信 用 事 業 以 外 の 与 信
破綻先			破産更正債権及びこれらに準ずる債権
実質破綻先			危険債権
破綻懸念先			要管理債権
要注意先			正常債権

●**破綻先**
法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●**実質破綻先**
法的形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態があり、再建の見通しがない状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●**現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者**

●**要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者**
i) 3ヶ月以上延滞債権
ii) 貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を行った貸出債権

●**要注意先**
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i) 3ヶ月以上延滞債権
ii) 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を行った貸出債権

●**要注意先以外の要注意先に属する債務者**

●**正常先**
業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

<リスク管理債権>

対象債権	信用事業総与信		
	貸出金	その他の債	信 用 事 業 以 外 の 与 信
破綻先			破産更正債権及びこれらに準ずる債権
実質破綻先			危険債権
破綻懸念先			要管理債権
要注意先			正常債権

●**破産更正債権及びこれらに準ずる債権**
破産手続開始、再生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権

●**危険債権**
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従つた債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●**要管理債権**
三ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥つた債務者）の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を行つた貸出債権

●**正常債権**
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

●**延滞債権**
未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●**3ヶ月以上延滞債権**
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

●**貸出条件緩和債権**
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つた貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

(11)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区分	令和元年度					令和2年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	89,432	68,496	－	89,432	68,496	68,496	69,547	－	68,496	69,547
個別貸倒引当金	453,755	405,443	85,867	367,888	405,443	405,443	109,630	280,134	125,309	109,630
合 計	543,187	473,939	85,867	457,320	473,939	473,939	179,177	280,134	193,805	179,177

(12)貸出金償却の額

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	66,351	292,219

(3)内国為替取扱実績

(単位:千件、千円)

種類	令和元年度			令和2年度	
	仕向	被仕向	仕向	被仕向	
送金・振込為替	件数	180	258	213	279
	金額	75,389,265	81,331,180	81,099,985	89,422,433
代金取立為替	件数	－	－	－	－
	金額	27,537	623	26,976	0
雜為替	件数	4	4	4	4
	金額	1,392,615	5,408,802	1,318,433	5,290,709
合計	件数	184	262	217	283
	金額	76,809,417	86,740,605	82,445,394	94,713,142

(4)有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位:千円)

種類	令和元年度	令和2年度	増減
国債	－	－	－
地方債	－	－	－
政府保証債	－	－	－
金融債	－	－	－
短期公社債	－	－	－
社債	－	－	－
株式	－	－	－
その他の証券	－	－	－
合計	－	－	－

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位:千円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めの ないもの	合計
令和元年度								
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和2年度								
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 傷	—	—	—	—	—	—	—	—
社 傷	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位:千円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

[満期保有目的の債券]

(単位:千円)

	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

[その他有価証券]

(単位:千円)

	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

② 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

(単位:千円)

	令和元年度			令和2年度		
	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額		
運用目的の金銭の信託	—	—	—	—	—	—

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位:千円)

	令和元年度					令和2年度				
	貸借対 照表計 上額	時 価	差 額	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超える もの	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超えない もの	貸借対 照表計 上額	時 価	差 額	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超える もの	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超えない もの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

[その他の金銭の信託]

(単位:千円)

	令和元年度					令和2年度				
	貸借対 照表計 上額	取 原 得 価	差 額	うち貸借 対照表計 上額が取 得原価を 超えるも の	うち貸借 対照表計 上額が取 得原価を 超えない もの	貸借対 照表計 上額	取 原 得 価	差 額	うち貸借 対照表計 上額が取 得原価を 超えるも の	うち貸借 対照表計 上額が取 得原価を 超えない もの
その他の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2.共済取扱実績

(1)長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:千円)

種類		令和元年度		令和2年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生 命 総 合 共 済	終身共済	2,073,201	137,561,297	4,715,097	132,227,299
	定期生命共済	6,000	484,500	15,000	484,500
	養老生命共済	808,730	50,263,300	1,303,660	44,442,980
	うちこども共済	338,800	7,355,900	464,000	7,267,500
	医療共済	24,000	1,330,450	24,000	1,250,600
	がん共済	—	955,500	—	933,500
	定期医療共済	—	457,600	—	445,700
	介護共済	16,000	373,125	39,624	391,842
建物更生共済		50,966,000	294,935,620	37,205,730	296,751,960
合計		53,893,931	486,361,392	43,303,111	476,928,381

(注) 金額は、年度末の保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む。)、介護共済は一時払契約の死亡給付金額)です。

(2)医療系共済の入院共済金額保有高

(単位:千円)

種類		令和元年度		令和2年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	—	1,922	90,204	6,620	89,955
がん共済	—	319	20,663	408	20,491
定期医療共済	—	—	1,533	—	1,451
合計	—	2,241	112,400	7,028	111,897

(注) 金額は年度末の入院共済金額です。

(3)介護共済・生活障害共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種類		令和元年度		令和2年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	—	29,603	1,717,905	47,783	1,658,455
生活障害共済(一時金型)	—	2,000	28,000	65,000	83,000
生活障害共済(定期年金型)	—	4,500	8,500	82,700	87,200
特定重度疾病共済	—	—	—	146,000	146,000
合計	—	36,103	1,754,405	341,483	1,974,655

(注) 金額は、介護共済は年度末の介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金年額です。

(4)年金共済の年金保有高

(単位:千円)

種類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	72,494	2,724,663	85,364	2,675,759
年金開始後	—	1,471,194	—	1,470,095
合計	72,494	4,195,857	85,364	4,145,854

(注) 金額は年金年額(利率変動型年金にあっては、最低保証年金額)です。

(5)短期共済新契約高

(単位:千円)

種類	令和元年度		令和2年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	20,266,930	22,672	19,716,570	22,075
自動車共済		963,073		953,126
傷害共済	98,122,000	3,924	70,303,500	3,508
団体定期生命共済	308,000	697	283,000	643
賠償責任共済		667		684
自賠責共済		328,383		276,698
合計		1,319,416		1,256,734

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3.農業関連事業取扱実績

(1)買取購買品(生産資材)取扱実績

(単位:千円)

品目	取扱高	
	令和元年度	令和2年度
生産資材	肥料	494,962
	飼料	1,563,658
	農薬	487,810
	その他	394,712
	計	2,941,142
燃料・自動車	LPGガス	345,381
	燃料料	1,296,886
	自動車	—
	計	1,642,267
農業機械	808,736	781,565
合計	5,392,145	5,098,433

(2)受託販売品取扱実績

(単位:千円)

品目	取扱高	
	令和元年度	令和2年度
農産	米	1,560,590
	茶	553,148
	その他	868,784
	計	2,982,522
園芸	野菜	1,174,020
	果樹	380,477
	計	1,554,497
畜産	子牛	6,120,488
	肉牛	2,137,406
	成牛	181,874
	豚	379,744
	計	8,819,512
	合計	13,356,531
合計		12,426,311

(3) 買取販売品取扱実績

(単位:千円)

品目	令和元年度	令和2年度
米	71,606	417,336
その他の	52,339	4,888
合計	123,945	422,224

(5) 利用事業取扱実績

(単位:千円)

会計	項目	令和元年度	令和2年度
育苗センター	収益	35,360	35,283
	費用	17,318	17,147
	差引	18,042	18,136
ライスセンター	収益	31,263	31,547
	費用	21,748	23,263
	差引	9,515	8,284
カントリー エレベーター	収益	66,412	68,036
	費用	43,284	40,383
	差引	23,128	27,653
選果場・集荷場	収益	65,965	57,160
	費用	38,444	31,507
	差引	27,521	25,653
福祉センター	収益	150,125	152,154
	費用	40,488	43,424
	差引	109,637	108,730
葬祭センター	収益	141,497	112,147
	費用	6,027	4,129
	差引	135,470	108,018
その他の	収益	12,997	13,258
	費用	6,440	6,735
	差引	6,557	6,523
合計	収益	503,619	469,585
	費用	173,749	166,588
	差引	329,870	302,997

(注) 人件費等事業管理費は含まない。

(4) 保管事業取扱実績

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度
収益	61,849	60,224
費用	20,938	21,936
差引	40,911	38,288

(6) 加工事業取扱実績

(単位:千円)

会計	項目	令和元年度	令和2年度
加工センター	収益	25,798	22,111
	費用	9,177	8,290
	差引	16,621	13,821
堆肥センター	収益	11,889	12,146
	費用	6,516	5,069
	差引	5,373	7,077
精白米事業	収益	49,747	40,230
	費用	45,234	37,039
	差引	4,513	3,191
合計	収益	87,434	74,487
	費用	60,927	50,398
	差引	26,507	24,089

(注) 人件費等事業管理費は含まない。

(7) その他事業取扱実績

(単位:千円)

会計	項目	令和元年度	令和2年度
キャトルセンター	収益	75,250	68,137
	費用	53,420	48,238
	差引	21,830	19,899
肥育牛センター	収益	366,511	381,598
	費用	339,148	363,198
	差引	27,363	18,400
繁殖牛センター	収益	33,870	22,737
	費用	21,277	13,730
	差引	12,593	9,007
育成牛センター	収益	19,046	27,455
	費用	15,239	21,058
	差引	3,807	6,397
その他	収益	7,429	11,081
	費用	△ 21,279	△ 21,829
	差引	28,708	32,910
合計	収益	502,106	511,008
	費用	407,805	424,395
	差引	94,301	86,613

(注) 人件費等事業管理費は含まない。

4.生活その他事業取扱実績

(1)買取購買品(生活物資)取扱実績

(単位:千円)

品 目	取扱高	
	令和元年度	令和2年度
食 料 類	183,916	199,904
生 活 資 材	134,027	138,882
住 宅	136,190	133,010
商 品 券	36,116	24,309
そ の 他	444,065	286,092
合 計	934,314	782,197

(2)介護事業取扱実績

(単位:千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
収 益	150,438	152,742
費 用	133,643	137,878
差 引	16,795	14,864

5.指導事業

(単位:千円)

項 目		令和元年度	令和2年度
収 入	賦 課 金	—	—
	指 導 事 業 補 助 金	1,676	1,924
	実 費 収 入	33,021	34,324
	計	34,697	36,248
支 出	當 農 改 善 費	110,746	98,930
	生 活 文 化 事 業 費	8,122	6,782
	教 育 情 報 他	4,410	3,067
	計	123,078	108,779
差 引		△ 88,581	△ 72,531

IV. 経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

項目	令和元年度	令和2年度	増減
総資産経常利益率	0.19	0.20	0.01
資本経常利益率	2.30	4.92	2.62
総資産当期純利益率	0.11	0.11	-
資本当期純利益率	1.33	2.64	1.31

(注) 1. 総資産経常利益率=経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率=経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

=当期剩余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率=当期剩余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区分		令和元年度	令和2年度	増減
貯貸率	期末	21.5	22.0	0.5
	期中平均	20.4	21.2	0.8
貯証率	期末	-	-	-
	期中平均	-	-	-

(注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末)=有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V. 自己資本の充実の状況

1.自己資本の構成に関する事項

項目	令和元年度	令和2年度 経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	5,840,740	5,963,506
うち、出資金及び資本準備金の額	3,034,349	2,958,829
うち、再評価積立金の額	–	–
うち、利益剰余金の額	3,002,519	3,194,814
うち、外部流出予定額(△)	△ 28,246	△ 27,564
うち、上記以外に該当するものの額	△ 167,882	△ 162,573
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	78,641	79,232
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	78,641	79,232
うち、適格引当金コア資本算入額	–	–
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–	–
うち、回転出資金の額	–	–
うち、上記以外に該当するものの額	–	–
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–	–
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	160,896	115,487
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	6,080,277	6,158,225
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	–	–
うち、のれんに係るものの額	–	–
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	–	–
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	–	–
適格引当金不足額	–	–
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	–	–
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	–	–
前払年金費用の額	–	–
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	–	–
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	–	–
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	–	–
特定項目に係る十パーセント基準超過額	–	–
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	–	–
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	–	–
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	–	–
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	–	–
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	–	–
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	–	–
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	–	–
コア資本に係る調整項目の額 (口)	–	–
自己資本		
自己資本の額((イ) – (口))	(ハ)	6,080,277
		6,158,225

(単位:千円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度	
		経過措置による不算入額	
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	49,918,086	50,727,744	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	715,093	641,593	
うち、他の金融機関等向けエクスポート	—	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るもの	715,093	641,593	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
オペレーションル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,692,299	6,568,610	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーションル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	56,610,385	57,296,354
自己資本比率			
自己資本比率((八)/(二))	10.74	10.74	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーションル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2.自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

信用リスク・アセット	令和元年度			令和2年度		
	エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b=a×4%	エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b=a×4%
現金	652,283	—	—	797,654	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	8,855,315	—	—	9,474,917	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	277,056	55,411	2,216	212,137	42,427	1,697
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	104,944,515	20,988,885	839,555	104,611,144	20,922,221	836,889
法人等向け	347,749	302,139	12,086	318,283	303,783	12,151
中小企業等向け及び個人向け	2,865,146	1,964,696	78,588	2,644,613	1,832,774	73,311
抵当権付住宅ローン	9,189,769	3,168,717	126,749	8,968,363	3,093,523	123,741
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	338,776	59,461	2,378	94,383	61,482	2,459
取立未済手形	10,982	2,196	88	11,238	2,248	90
信用保証協会等保証付	6,880,903	669,268	26,771	7,117,184	695,692	27,828
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	934,334	934,334	37,373	3,000	3,000	120
(うち出資等のエクspoージャー)	934,334	934,334	37,373	3,000	3,000	120
(うち重要な出資のエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	14,016,813	21,057,886	842,315	16,026,929	23,129,001	925,160
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクspoージャー)	4,810,620	12,026,550	481,062	4,810,620	12,026,550	481,062
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクspoージャー)	9,206,193	9,031,336	361,253	11,216,309	11,102,451	444,098

(単位:千円)

信用リスク・アセット		令和元年度			令和2年度		
		エクスポートジャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b=a×4%	エクスポートジャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b=a×4%
	証券化	-	-	-	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャー	-	-	-	-	-	-
	(うちルックスルーウェイト)	-	-	-	-	-	-
	(うちマンデート方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	715,093	28,604	-	641,593	25,664
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートジャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額(△)	-	-	-	-	-	-
	標準的手法を適用するエクスポートジャー別計	149,313,641	49,918,086	1,996,723	150,279,845	50,727,744	2,029,110
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
	中央清算機関連エクスポートジャー	-	-	-	-	-	-
	合計(信用リスク・アセットの額)	149,313,641	49,918,086	1,996,723	150,279,845	50,727,744	2,029,110
	オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a 6,692,299	所要自己資本額 b=a×4% 267,692	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a 6,568,610	所要自己資本額 b=a×4% 262,744		
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a 56,610,385	所要自己資本額 b=a×4% 2,264,415	リスク・アセット等(分母)計 a 57,296,354	所要自己資本額 b=a×4% 2,291,854		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートジャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポートジャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポートジャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポートジャー、重要な出資のエクスポートジャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポートジャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートジャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートジャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーションル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 <オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティングズ(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクspoージャー		日本貿易保険
法人等向けエクspoージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクspoージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポート（業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポートの期末残高

(単位:千円)

		令和元年度		令和2年度	
		信用リスクに関するエクスポートのうち貸出金等	三月以上延滞エクスポートのうち貸出金等	信用リスクに関するエクスポートのうち貸出金等	三月以上延滞エクスポートのうち貸出金等
法人	農業	655,703	655,703	—	612,419
	林業	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—
	製造業	22,629	22,629	—	34,533
	鉱業	—	—	—	—
	建設・不動産業	2,942	2,942	—	560
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—
	金融・保険業	104,955,407	—	—	104,622,342
	卸売・小売・飲食・サービス業	414,037	414,037	—	388,532
	日本国政府・地方公共団体	8,855,831	8,855,831	—	9,477,269
	上記以外	6,193,972	449,018	—	5,181,345
個人		19,640,800	19,618,939	333,305	20,112,607
その他		8,572,320	—	5,471	9,850,238
業種別残高計		149,313,641	30,019,099	338,776	150,279,845
		102,002,764	3,746,811	101,232,643	3,320,831
		1,928,483	1,545,016	1,604,163	1,220,706
		1,717,719	1,717,719	1,531,839	1,531,839
		1,360,119	1,360,119	1,402,823	1,402,823
		8,242,701	1,937,695	9,078,518	2,773,685
		19,013,324	19,013,324	20,365,865	20,365,865
		15,048,531	698,415	15,063,993	376,338
残存期間別残高計		149,313,641	30,019,099	150,279,844	30,992,087

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するもの、証券化エクスポートに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポートをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区分	令和元年度					令和2年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	89,432	68,496	-	89,432	68,496	68,496	69,547	-	68,496	69,547
個別貸倒引当金	453,755	405,443	85,867	367,888	405,443	405,443	109,630	280,134	125,309	109,630

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:千円)

区分	令和元年度					令和2年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額			
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	-	467	-	-	467	-	467	3,207	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
個人	453,755	404,976	85,867	367,888	404,976	66,351	404,976	106,423	280,134	125,309	105,956	292,219
業種別計	453,755	405,443	85,867	367,888	405,443	66,351	405,443	109,630	280,134	125,309	109,630	292,219

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

		令和元年度			令和2年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	－	9,507,598	9,507,598	－	10,272,570	10,272,570
	リスク・ウェイト2%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト4%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト10%	－	6,880,903	6,880,903	－	7,117,184	7,117,184
	リスク・ウェイト20%	－	105,232,554	105,232,554	－	104,834,519	104,834,519
	リスク・ウェイト35%	－	9,189,769	9,189,769	－	8,968,363	8,968,363
	リスク・ウェイト50%	－	287,921	287,921	－	36,494	36,494
	リスク・ウェイト75%	－	2,865,146	2,865,146	－	2,644,613	2,644,613
	リスク・ウェイト100%	－	11,242,650	11,242,650	－	12,218,511	12,218,511
	リスク・ウェイト150%	－	11,573	11,573	－	18,563	18,563
	リスク・ウェイト200%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト250%	－	4,810,620	4,810,620	－	4,810,620	4,810,620
	その他	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト1250%	－	－	－	－	－	－
		計	－	150,028,734	150,028,734	－	150,921,437
							150,921,437

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがありますが、当組合において該当はありません。

4.信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクspoージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクspoージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクspoージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャーの額

(単位:千円)

区分	令和元年度		令和2年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	28,555	—	19,975	—
抵当権住宅ローン	—	131,835	—	114,536
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	1,976	—	1,679
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合計	28,555	133,811	19,975	116,215

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクspoージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6.証券化エクspoージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7.出資その他これに類するエクspoージャーに関する事項

(1)出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクspoージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については総務部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクspoージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	5,744,954	5,744,954	5,741,624	5,741,624
合 計	5,744,954	5,744,954	5,741,624	5,741,624

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:千円)

令和元年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:千円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:千円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAの金利リスクの管理方針および手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理しています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などをを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステップ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって隨時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。

・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用しておりません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点

特段ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

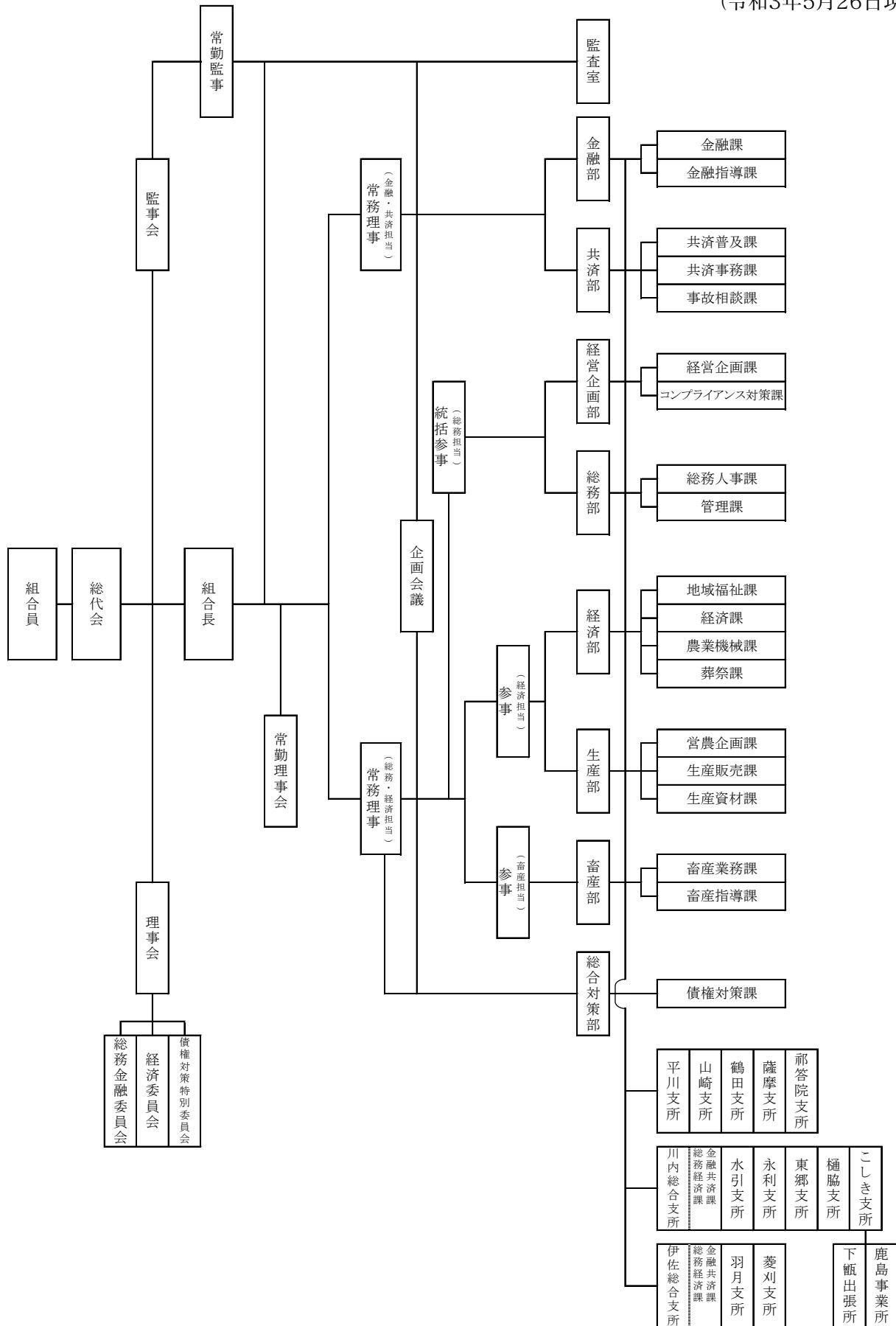
IRRBB1:金利リスク					
項目番号		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	498	548	72	
2	下方パラレルシフト	—	—	—	
3	ステイープ化	597	585		
4	フラット化	—	33		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	597	585	72	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,158		6,080	

- (注) 1. 「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号(平成31年2月18日付)の改正に基づき、平成31年3月末からの金利リスクの定義と計測方法を変更しており、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。
2. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
4. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
5. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
6. 「ステイープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
9. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

【 JAの概要 】

1. 機構図

(令和3年5月26日現在)



2. 役員構成(役員一覧)

(令和3年5月26日現在)

役職名	氏名	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	春田 和則	有	
代表理事常務	下口 和幸	〃	総務・経済担当
〃	山口 利明	〃	金融・共済担当
理事	下牧瀬秀司	無	
〃	犬童 和己	〃	
〃	逆瀬川 夕力子	〃	
〃	中島 正和	〃	
〃	西 裕一郎	〃	
〃	羽田 五子	〃	
〃	中塚 常夫	〃	
〃	奥 浩一	〃	
〃	地徳てるみ	〃	
〃	有馬 一吉	〃	
〃	近藤 裕一	〃	
〃	濱田 誠	〃	
〃	松下 洋一	〃	
〃	山下 和弘	〃	
〃	田中 淳一	〃	
〃	小西 義彦	〃	
監事	向江 秀仁		代表監事
常勤監事	田中 博		
監事	井ノ下 正明		
〃	赤崎 敬一郎		員外監事
〃	奥野 政博		
〃	徳留 純一		
〃	小倉 正人		

3. 組合員数

(令和3年2月末現在・単位:人、団体)

区分	令和元年度	令和2年度	増減
正組合員数	7,621	7,264	△ 357
	個人	7,545	7,188
	法人	76	76
准組合員数	8,402	8,475	73
	個人	8,075	8,152
	法人	327	323
合計	16,023	15,739	△ 284

4. 組合員組織の状況

(令和3年2月末現在)

組織名	代表者名	構成員数	組織名	代表者名	構成員数	
川内地 区	北さつま農協川内やまのいも部会	松下 光治	38名	北さつま農協伊佐地区青壯年部	大塚 享	14名
	北さつま農協川内ゴーヤー部会	柊平 昭男	52名	北さつま農協伊佐金山ねぎ振興会	荒平 学	70名
	唐浜らっきょう部会	上山 洋平	60名	北さつま農協伊佐ゴーヤー生産振興会	津留 繁	6名
	川内地区肉用牛振興協議会	中島 正和	148名	伊佐市給食用野菜生産者会	荒平 学	22名
	養鶏部会	紺屋 貴	7名	産直センター出荷者協議会	牛野 文雄	261名
	北さつま農協薩摩川内茶業部会	山崎 大作	25名	伊佐地区肉用牛振興協議会	壹岐 清次	204名
	北さつま農協川内たけのこ部会	小島 康教	62名	北さつま農協伊佐青色申告会	井下 厚男	243名
	北さつま農協薩摩川内青色申告会	北迫 茂	77名	北さつま農協伊佐水稻部会	壹岐 清次	50名
さつま 地区	JA北さつま川内農機愛用者クラブ	末弘 義武	308名	JA北さつま女性組織協議会	丸目 栄子	875名
	北さつま農協さつま地区青壯年部	小山 栄一郎	26名	北さつま農協肉用牛振興協議会	中島 正和	710名
	北さつま農協さつまといも部会	岸良 明夫	37名	北さつま農協果樹部会	山下 信男	189名
	北さつま農協さつま豆類部会	岩下 有三	23名	北さつま農協いちご部会	北之迫 信夫	26名
	宮之城ちくりん館出荷者協議会	田中 俊徳	375名	北さつま農協ごぼう部会	松下 洋一	50名
	本所地区肉用牛振興協議会	城戸 伸二	358名	北さつま農協トマト部会	西之原 良二	19名
	さつまプロイラー部会	角 晋吉	5名	北さつま農協かぼちゃ部会	堂園 孝志	152名
	コーパかごしま産直豚部会	柳田 孝行	4名	北さつま農協少量多品目産直部会	池山 準一	153名
	養豚部会	平 信雄	4名	北さつま農協肥育牛部会	徳重 真生	11名
	北さつま農協さつま青色申告会	小西 義彦	386名			
さつま 地区	さつま地区粉摺組合	轆轤 一彦	55名			
	北さつま農協さつま茶業部会	領家 昭一	26名			
	北さつま農協(薩摩東部地区)筒生産振興会	木下 守	78名			
	北さつま農協水稻部会さつま地区	井上 謙郎	94名			
	中津川採種生産組合	久保 道夫	26名			
	JA北さつま農機愛用者クラブ	永野 光伸	195名			

当JAの組合員組織を記載しています。

5. 特定信用事業代理業者の状況

(令和3年2月末現在)

区分	氏名又は名称(商号)	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業所又は事業所の所在地
特定信用事業代理業者	-	-	-

6. 地区一覧

薩摩川内市・薩摩郡・伊佐市の区域

7. 職員数

(令和3年2月末現在・単位:人)

区分	令和元年度			令和2年度		
	男	女	計	男	女	計
参考事	3	0	3	3	0	3
一般職員	224	73	297	210	69	279
計	227	73	300	213	69	282
常備臨時職員	65	149	214	69	141	210
合計	292	222	514	282	210	492

※年度末職員数には年度末退職者は含みません。

8. 沿革・あゆみ

年月日	主な出来事
平成22年 3月 1日	「さつま川内農業協同組合」「さつま農業協同組合」「伊佐農業協同組合」が合併し、新生「北さつま農業協同組合」設立
平成22年 4月 28日	JA北さつま口蹄疫防疫対策本部設置
平成22年 6月 15日	平成22年度第1回臨時総代会
平成22年 8月 1日	「薩摩畜産農業協同組合連合会」の権利義務を包括承継
平成22年 11月 13日	貿易自由化「TPP阻止」総決起大会
平成23年 3月 18日	大田セルフSSオープン
平成23年 5月 6日	JASTEM次期システム稼動及び全国統一事務手続導入
平成23年 9月 1日	北さつま訪問介護サテライトいさ開業
平成23年 12月 9日	本所セルフSSオープン
平成25年 1月 8日	JA北さつま福祉センターやまびこデイサービス開業
平成27年 12月 1日	移動販売車運行開始
平成28年 11月 1日	移動金融店舗車運行開始
平成30年 11月 6日	移動販売車2号車運行開始
令和元年 6月 1日	福祉施設「田原の郷」開業

9. 店舗等のご案内

(令和3年6月末現在)

店舗名	住所	電話番号	ATM設置台数
本 所	薩摩郡さつま町虎居745番地	0996-53-1121	2台
川内総合支所	薩摩川内市若松町9番地17号	0996-22-4131	1台
伊佐総合支所	伊佐市大口上町30番地6	0995-22-1431	1台
水引支所	薩摩川内市水引町7599番地1	0996-26-2121	
永利支所	薩摩川内市平佐町1800番地1	0996-22-7203	1台
東郷支所	薩摩川内市東郷町斧渕333番地1	0996-42-1211	1台
樋脇支所	薩摩川内市樋脇町市比野174番地1	0996-38-0004	
こしき支所	薩摩川内市上甑町中甑269番地	09969-2-0002	
平川支所	薩摩郡さつま町平川7463番地	0996-54-2217	
山崎支所	薩摩郡さつま町山崎1083番地	0996-56-8311	
鶴田支所	薩摩郡さつま町神子756番地	0996-59-2002	
薩摩支所	薩摩郡さつま町求名12837番地	0996-57-1211	1台
祁答院支所	薩摩川内市祁答院町下手2794番地	0996-55-1151	1台
羽月支所	伊佐市大口堂崎525番地14	0995-22-1411	1台
菱刈支所	伊佐市菱刈前目670番地1	0995-26-1241	
下甑出張所	薩摩川内市下甑町手打1264番地	09969-7-0002	
鹿島事業所	薩摩川内市鹿島町蘭牟田1591番地	09969-4-2005	

信用事業店舗以外の自動化機器の設置場所

ATM	旧入来支所 さつま町役場本庁 Aコープさつま店 Aコープ市比野店 Aコープ菱刈店 アロン電機株式会社	各1台
-----	---	-----

ピンチの時も、
一緒ならきっとうまくいく。

NEW 医療共済
メディフル

— 日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障 —

ポイント1

日帰り入院^{※1}からまとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その後の通院・在宅医療などにも活用できます。
新型コロナウイルス感染症によって入院した場合も支払対象となります。

ポイント2

一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。

ポイント3

健康を維持した場合に健康祝金を受け取れます。
*健康祝金支払特則を付加した場合で、契約日以降3年ごと(共済期間が10年更新の場合は5年ごと)に治療共済金が支払われた入院をしなかった場合

ご契約例 【主契約】共済金額 30万円 共済契約の型 4回型 共済期間 終身 共済掛金払込終了年齢 99歳 先進医療保障あり 健康祝金支払特則なし

病気または災害で

入院
をされたとき

治療保障

治療共済金
1回あたり **30万円**
[1回の入院につき
1、30、60、90日目ごと ^{※2※3}]

30
30
30
30
90日間入院をされた場合
1日目 30日目 60日目 90日目
120万円

先進医療
を受けられたとき^{※4}

先進医療
保障

先進医療共済金 1回あたり **技術料相当額(通算2,000万円まで)^{※5}**
先進医療一時金 1回あたり **先進医療共済金の額×10% (上限30万円)**

一生涯保障

*1 日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。*2 お支払いの対象となる最初の入院の退院日の翌日以後60日以内に再度入院された場合は、入院の原因にかかわらず、これらの入院を1回の入院とみなします。*3 治療共済金の通算支払限度回数は、共済期間を通じて100回となります。治療共済金を100回お支払いした場合、ご契約は消滅します。また、手術・放射線治療保障のあるご契約、入院時建費用保障のあるご契約および先進医療保障のあるご契約である場合についても、同様にご契約は消滅します。*4 先進医療とは、公的医療保険制度の法律に基づく評価基準のうち、厚生労働大臣の定める評価基準および選定療養第1条第1号に規定するものをいいます。また、医療技術ごとに一定の施設基準が定められており、この施設基準に適合する病院または診療所において行われた先進医療を保障します。なお、ご契約時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けた日において公的医療保険制度によって保険給付の対象となっている場合や、承認取消し等によって先進医療でなくなっている場合は、先進医療共済金のお支払い対象とはなりません。*5 先進医療共済金の額は、先進医療にかかる技術料の額、1万円未満の場合は一律1万円となります。

●ご加入にあたりましては、お近くのJA(農協)へお問い合わせください。●この広告は概要を説明したものです。ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

はじめて共済 検索
<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp>



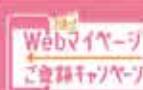
本サイトから
「ひと・いえ・くるま」の
各共済の資料請求・
掛金計算ができます。

JA共済相談受付センター(JA共済連 全国本部)

電話番号: **0120-536-093** ※日曜日、祝日および12月29日~1月3日を除きます。
受付時間: 9:00~18:00(月~金曜日)
9:00~17:00(土曜日)
※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。
※電話番号は、おかげ間違いのないようご注意ください。



●JA共済をもっと身边に、もっと便利に。●Webマイページにワンタッチで!
●もしものときの連絡もアプリから! ●くらしに役立つコンテンツも満載!
※アプリご利用時の通信料は、ご利用者さまのご負担となります。※スマートフォン
向けアプリのため、ワイヤーフォンの場合はご利用いただけません。また、お使いのスマートフォンの機種・設定等によってはご利用いただけない場合があります。



Webマイページにご登録いただいた方の中から、
抽選で素敵な賞品が当たる
「Webマイページご登録キャンペーン」実施中!
<https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp>



くらしの保障、相談するなら

JA共済



<http://www.ja-kitasatsuma.or.jp/>

本 所

鹿児島県薩摩郡さつま町虎居745

☎ (0996) 53-1121

FAX (0996) 52-1404

【支所】

平 川 支 所 0996-54-2217

山 崎 支 所 0996-56-8311

鶴 田 支 所 0996-59-2002

薩 摩 支 所 0996-57-1211

祁 答 院 支 所 0996-55-1151

川内総合支所

鹿児島県薩摩川内市若松町9-17

☎ (0996) 22-4131

FAX (0996) 22-2732

【支所・出張所・事業所・配送センター】

水 引 支 所 0996-26-2121

永 利 支 所 0996-22-7203

東 郷 支 所 0996-42-1211

樋 脇 支 所 0996-38-0004

こ し き 支 所 09969-2-0002

下 甑 出 張 所 09969-7-0002

鹿 島 事 業 所 09969-4-2005

矢 倉 配 送 セ ン タ ー 0996-27-0184

伊佐総合支所

鹿児島県伊佐市大口上町30-6

☎ (0995) 22-1431

FAX (0995) 22-5835

【支所・配送センター】

羽 月 支 所 0995-22-1411

菱 刈 支 所 0995-26-1241

伊佐配達センター 0995-26-4111